

市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析

近藤絢子（東京大学）

深井太洋（学習院大学）

2024 年 12 月

CREPE DISCUSSION PAPER NO. 162



CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION FOR POLICY EVALUATION (CREPE)

THE UNIVERSITY OF TOKYO

<http://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/>

市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析¹

近藤絢子（東京大学）

深井太洋（学習院大学）

要 旨

本稿は、個人住民税課税記録データを用いて、有配偶女性の就労調整について記述的分析を行う。まず、有配偶女性の年収分布上で、所得税課税対象となり税制上の扶養から外れる 103 万円と、社会保険の扶養から外れる 130 万円に「年収の壁」があることを確認する。2018 年の配偶者控除・配偶者特別控除の変更について、有配偶女性をトリートメントグループ、無配偶女性をコントロールグループとした差の差推計では、103 万円以下に年収を調整する有配偶女性の割合が減るという結果を得たが、夫の所得税率別の分析ではそれほど頑健な結果は得られなかった。結婚や出産などのライフイベントの前後では、元の収入が低かった女性ほど、結婚・出産をきっかけに扶養の範囲に年収を抑える傾向が確認された。出産後、子供が成長するにつれて女性の労働供給は増加傾向となるが、子供が幼稚園から高校生まで年収の壁は存在している。さらに、同一個人を 5 年間追跡すると、扶養の範囲で働いていた人の 2/3 は 5 年後も扶養の範囲内にあり、結婚・出産後もフルタイム就業を続ける人と結婚出産を機に退職し、非就業あるいは扶養の範囲のパート就業にとどまる人との二極化が示唆される。

キーワード：就労調整, 労働供給

JEL classification: (1 個以上) J20, J22, J68

¹本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「子育て世代や子供をめぐる諸制度や外的環境要因の影響評価」の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。また、本稿の作成にあたっては、安部由起子教授（北海道大学）および Kyoto Summer Workshop on Applied Economics 2023 参加者から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。本研究は JSPS 科研費 JP22H05009, JP22H05011, JP 22H05007 の助成を受けた。本稿で利用する市町村行政業務データは東京大学政策評価研究教育センターより提供を受け、2020 年国勢調査は RIETI のプロジェクトとして二次利用許可を得た。

1. はじめに

生産年齢人口減少に伴う慢性的な人手不足の中、いわゆる「年収の壁」による既婚女性の就労調整が改めて注目を集めている。限界税率が上がったり、手取り収入が減ったりするような閾値の手前に年収を抑える就労調整行動は世界中で広く観察されるが、日本の税・社会保険制度の下では既婚女性に就労調整のインセンティブが強い。フルタイムで働く配偶者を持つパートタイム労働者は、配偶者の扶養家族となることで、社会保険料負担を免除されたり配偶者の課税対象所得から控除を受けたりすることができるからだ。税や社会保険料がかかり始める「年収の壁」を超えないように労働時間を調整するため、時給を上げるとかえって労働供給が減ることすらある(野村総合研究所 2022)。

本論文は、個人住民税の課税記録のデータを用いて、有配偶女性の就労調整の実態についての記述的分析を行う。その際、夫の就業形態や所得税率、配偶者特別控除額など、年収の壁の前後での金銭的負担の変化自体に影響する要因と、結婚・出産や子供の年齢、地域特性等、配偶者の扶養家族となれる所得の範囲で働くという選択に関わる要因とは区別して考える。前者については年収の壁前後における給与収入分布の不連続の大きさに着目し、後者については非就業・扶養の範囲での就業・扶養の範囲を超える就業の間の選択に着目する。

実際に就労調整している人が多い「年収の壁」は、所得税の課税対象となり税制上の扶養家族から外れる「103 万円の壁」と、社会保険の扶養から外れて国民年金・国民健康保険への加入が必要となる「130 万円の壁」の 2 つである。2 節で詳述するように、実際には 103 万円を境に増える税負担は小さいが、100 万円を超えるとかかる住民税や、2017 年までの配偶者特別控除減額など、本人と配偶者の税負担を合算すれば、年収 95 万円と 105 万円では合計 2 万円ほど負担額に差が出る。また、130 万円の壁をこえてしまうと、国民年金保険料と国民健康保険料、合わせて年間約 30 万円の負担増となる。

日本における有配偶女性の就労調整の問題は、遅くとも 1990 年代には認識されていた。先駆的な研究である安部・大竹(1995)は、1990 年のパートタイム労働者総合実態調査を用いて、年収の壁の存在を実証した。当時の制度では、年収 100 万円をこえると所得税の課税対象となるとともに社会保険の扶養からも外れたが、この 100 万円の手前に年収分布のスパイクがあることが確認された。所得税の課税対象となる閾値が 103 万円、社会保険の扶養の所得上限が 130 万円になって以降のデータを用いた先行研究には、1998 年の国民生活基礎調査を用いて 103 万円と 130 万円の壁の存在を示した大石(2003)のほか、Abe (2009), 児玉・横山(2016), Yokoyama (2018)などがある。また、年収の壁の存在により予算制約線が非線形になることを考慮して有配偶女性の労働供給モデルを推計した研究には Akabayashi (2006), Abe (2009), 高橋(2010), Bessho and Hayashi (2014)などがある。

一方、年収の壁がパートタイム労働者の労働供給を抑制することが認識されるにつれ、現実の税制はなるべく労働供給を抑制しないように改正されてきた。しかし、児玉・横山(2016)と Yokoyama (2018)は、2004 年に 103 万円以下の配偶者特別控除が廃止されたことによってかえって 103 万円への年収分布の集中が強まったことを明らかにした。また、2018

年の配偶者特別控除の改正によって 103 万円前後で配偶者の所得控除額は変化しなくなったにもかかわらず、2020 年以降も 103 万円以内に年収を調整する人が多いことが分かっている（児玉 2022、野村総合研究所 2022）。税制の変化にもかかわらず未だに 103 万円以下に年収を調整する人が多い理由として、森(2023)は、世間に広まった「103 万円の壁」という閾値が参照点として機能してしまっている可能性を指摘している。

先行研究に対する、本論文の主な貢献は 4 つある。第一に、個人住民税の課税データを用いることで給与収入を正確に把握し、1 万円単位でどこに分布のスパイクがあるのかを明らかにする。住民税課税対象となる 100 万円と所得税の課税対象となり税制上の扶養から外れる 103 万円を区別できる精度のデータによる分析は、1998 年のデータを用いた大石(2003)以来 20 年ぶりであり、その間税制は大きく変更されている。第二に、2018 年の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額変更と所得制限導入の影響分析を行う。有配偶女性と無配偶女性の比較だけでなく、有配偶女性間で夫の税率別の比較も行うが、これは過去の改正の分析をした先行研究でも珍しい。第三に、データのパネル構造と大規模なサンプルサイズを活かして結婚や出産などのライフイベントの前後の変化を記述する。これは筆者の知る限り先行研究では行われてこなかった分析である。第四に、限定的ながら地域差についての分析も行う。

本論文では以下のことが明らかになる。まず、就労調整の実態についてヒストグラムを用いて視覚的に把握する。有配偶女性の年収分布のピークは 103 万円で、103 万円を超えると大きく減り、130 万円を超えるとさらに減ることが確認できる。これに比べて、無配偶女性にも若干 103 万円で山があるもののその程度は小さく、有配偶男性には 103 万円の壁も 130 万円の壁も存在しない。さらに有配偶女性を夫の雇用形態で分けると、夫の社会保険の扶養に入ることができる、夫が給与所得者である場合に 130 万円の壁が大きくなることも確認される。

2018 年の配偶者控除・配偶者特別控除の変更については、まず、有配偶女性をトリートメントグループ、無配偶女性をコントロールグループとした差の差推計を行う。2018 年の改正によって、103 万円以下に年収を調整する有配偶女性の割合は減り、130 万円以下の範囲で 103 万を超える割合が増えた。また、夫の所得税率が高いほど控除額が大きくなることから、夫の税率別の分析も行う。ただし、夫の所得が高ければ、所得効果により労働供給の賃金弾性値が低くなる可能性があるため、必ずしも夫の税率が高いほど制度変更の影響が大きいとは限らない。このため、推計値は控除額の変化と弾性値の積の差として解釈する。結果は、103 万円前後の不連続は夫の所得税率が高いほど縮小する一方で、非就業・扶養の範囲での就業・扶養の範囲を超える就業の間の選択では、最も税率が低いグループに比べれば他のグループの変化は大きいものの、2 番目以降のグループの間の差は統計的に有意ではなく順序が逆転することもあった。

結婚や出産などのライフイベントの前後の変化については、結婚前後も出産前後も、元の収入が低い方が収入を 103 万円以下に抑えるようになる傾向が確認された。また、本人の

過去の収入を所与とすれば、夫の収入が高い方が就労調整しやすい。出産後、子供が成長するにつれて女性の労働供給は増えていく傾向があるが、子供が幼稚園に入るところからはっきりと年収の壁がみられるようになり、子供が成長しても全体の分布に大きな変化は見られず、出産を機に正社員の職を退職した女性がパートタイムの非正規雇用者として再就職し、そのままパートで居続けているであろうことが示唆される。

さらに、同一個人を5年間追跡していくと、扶養の範囲で働いていた人の2/3は5年後の年収も扶養の範囲内にあり、結婚・出産後もフルタイム就業を続ける人と結婚出産を機に退職し、非就業あるいは扶養の範囲のパート就業にとどまる人とでパスが分かれていることが示唆される。また、130万円の壁を超えた場合の収入も、200万円以下が半数を占めていた。また、地域特性との相関を見ると、男女間学歴差が大きく、女性の就業率が低くパートタイム就業者比率が高い市ほど、103万円以下に就労調整する人が多いという結果を得た。

国外の研究で関連するものとして、まずは Saez (2010)や Kleven and Waseem (2103)など、限界税率が変化する kink point や税引き後の手取り収入の逆転がおきる notch での収入分布の不連続な変化を測定し、それを用いて労働供給の弾性値や労働時間や収入の調整コストを推計するという文脈がある。130万円の壁は、年間約30万円の負担増を伴う、典型的な notch である。一方、103万円は所得税の課税がはじまる kink point ではあるが、負担の変化に比べて分布の変化が大きい。Saez (2010)も、とくに1960年代のアメリカにおいて、所得税が課税がはじまる閾値でのみ大きな分布の不連続がみられ、それよりも上の税率にうつる kink point では変化がないことを示しており、複雑な税制の中でわかりやすい少数の閾値だけが際立ってしまう可能性を論じている。

また、103万円の壁を考えるうえでは、Chetty et al (2011)の指摘する、求人側の変化も重要だ。Chetty et al (2011)は、デンマークの行政データを用いて、多くの人に関係する閾値ほど労働供給の調整が大きくなることを示したうえで、求人する企業の側が労働者の希望に合わせるように給与や勤務時間の条件を調整した結果、多くの人が調整したいポイントに合わせることが相対的に容易になっている可能性を指摘した。平野他(2010)では人事担当者自身がパートタイム労働者の労務管理の際に年収の壁を意識していると発言しており、雇用主側も103万円以下に調整することを助長している可能性がある。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、年収の壁を生み出す税・社会保険制度について詳述し、第3節では第4節以降の分析で用いるデータについて説明する。第4節では、年収の壁が有配偶女性に特に顕著にみられることを確認した上で、年収の壁の前後での金銭的負担の変化自体に影響する、夫の雇用形態や所得税率の影響を分析する。その中で2018年の配偶者控除・配偶者特別控除の変更の影響分析も行う。第5節は扶養の範囲で働くという選択に関わる要因として、結婚、第1子出産、子供の数、末子の年齢に着目した分析を行う。第6節は2017-2021年の5年間の変化を分析し、第7節は市の特性と市の固定効果の相関を見ることで地域特性と就労調整の起こりやすさの関係を考察する。第8節で

結語をまとめる。

2. 税・社会保険制度上の「年収の壁」

本論文で用いるデータがカバーするのは、2015 年から 2021 年の年収である。この期間の税や社会保険制度における、年収がある一定の閾値を超えると可処分所得が減る「年収の壁」について、表 1 に概要をまとめた。なお、ここでいう「年収」とは給与以外の所得がない人の給与収入をさす。

最初の壁は住民税課税対象の壁である。個人住民税は定額の均等割と課税所得の 10%にあたる所得割に分けられる。均等割がかかり始める年収の閾値は自治体によって異なるが、ほとんどの自治体で 96 万円から 100 万円の間に設定されている。年収が 100 万円をこえると所得割もかかり始める。均等割のみの場合は 5,000～5,500 円、所得割も含めると年収 101 万円です約 7,200 円¹になる。

さらに年収が 103 万円をこえると国の所得税の課税対象となり、税制上の扶養家族から外れる。所得税に関しては、年収が 103 万円を超えた分に 5%をかけた金額が課税されるだけなので、ほんの少し閾値を超えただけではほとんど負担は増えない。夫の課税所得からの控除額も、103 万円までは配偶者控除、103 万円をこえると配偶者特別控除と名前が変わるものの、控除額自体は 38 万円で変わらない。このように税負担自体は 103 万円を境に大きく変化することはないが、税制上の扶養家族の所得上限であることから、後述する家族手当をはじめ、税・社会保険以外のところで所得制限の基準とされることがある。

2017 年までは、配偶者特別控除が配偶者控除と同額の 38 万円控除される、妻の年収の上限が 105 万円だった。ここを超えると夫の所得から控除される金額が 2 万円減るので、それに夫の所得にかかる税率をかけた分だけ負担が増える。例えば夫の所得税率が 20%の場合、住民税 10%も含めて 6,000 円の負担増となる。²ただし、この上限年収は 2018 年から 150 万円に変更され、同時に控除を受ける側の所得制限が導入された。具体的には、2018 年以降、夫の合計所得金額が 900 万円（給与収入のみの場合額面年収 1,095 万）を超えると控除額が減額され、合計所得金額が 1,000 万円を超えると控除額がゼロになる。

次の壁は年金の第 3 号被保険者及び健康保険の扶養家族となれる年収上限の 130 万円である。年金の第 3 号被保険者とは、第 2 号被保険者（厚生年金または共済年金の加入者）の

¹ データに含まれる自治体のうち住民税額シミュレーターを公開している複数の自治体について給与収入 101 万円を入力し試算した結果。

² さらに、妻の年収が 5 万円増えるごとに夫の控除額は 5 万円減り、妻の年収が 141 万円に達したところで配偶者特別控除はゼロになる。したがって、5 万円刻みの粗い変化ではあるが、年収 105 万から 141 万円の区間の限界税率は 15%（所得税 5%+住民税 10%）+ 夫の税率とみなすことができる。

配偶者で年収が 130 万円以下の場合に、追加的な年金保険料を支払うことなく、国民年金に加入しているとみなされる制度である。年収が 130 万円を超えてしまうと、第 1 号被保険者となって年間約 20 万円の国民年金保険料を納めなければならなくなる。また、雇用主を通じて健康保険に入っているサラリーマンは、年収 130 万円以下の家族を扶養家族とすることができ、追加的な健康保険料を支払うことなく給付を受けることができる。扶養から外れてしまうと、自身で国民健康保険に加入しなければならず、年額約 10 万円の国民健康保険料の負担が生じる。年金と健康保険、両方合わせると年額約 30 万円の負担増となる。

このように、閾値を超えたときの負担は 130 万円の壁が圧倒的に大きい。本人の住民税課税と夫の配偶者特別控除の両方を合算して「約 100 万円を超えた場合の負担増」とざっくりと括っても、年額にして 1～2 万円程度の負担増であり、文字通り桁が違う。

なお、2016 年 10 月より、従業員数が 500 人超の企業には、月額賃金が 88,000 円以上かつ週の所定内労働時間が 20 時間を超える従業員を社会保険に加入させることが義務づけられた。月額賃金 88,000 円を年収に換算すると約 106 万円となるため「106 万の壁」と呼ばれることもあるが、実際には年収ではなく月額賃金と所定内労働時間によって決まることと、適用される企業が限られる³こと、そして厚生年金加入によって将来の年金額が増え長期的には得をする可能性があることから、表 1 には含めなかった。また、本人負担と同じだけの雇用主負担も生じることから、労働供給だけでなく需要にも影響を与えうる点も、表 1 にまとめた年収の壁とは性質が異なる。参考までに、年収 110 万円で社会保険に加入した場合の本人負担の社会保険料は年間約 15 万円になり、短期的な手取りの変化としては 130 万円壁の約半分となる。

税・社会保険制度とならんで既婚女性の就労調整の原因となりうるのが、夫の勤め先が支給する家族手当の所得制限だ。厚生労働省労働基準局(2022)によれば、2016 年時点で従業員 50 人以上の民間企業の 37.6%が年収 103 万円以下という条件つきで配偶者手当を出している。ただし配偶者手当を出す所得上限を年収 103 万円とする企業は年々減っており、2021 年には 21.7%となっている。一方、配偶者手当を出す所得上限を年収 130 万円に設定する企業は 2016 年に 16.8%、2021 年には 17.7%存在し、全民間企業に占める割合は横ばいで推移している。⁴ 配偶者に家族手当が支給される場合の平均金額は年額に換算して 15 万円強であり、世帯の可処分所得に与えるインパクトは大きい。

³ 2022 年 10 月に 100 人超、2024 年には 50 人超の企業に適用範囲が拡大されるが、本論文で用いるデータには 2021 年までしか含まれない。また、労働時間や勤め先の規模についての情報がないため、該当者の識別もできない。

⁴ その他の金額を上限とする企業は増加傾向にある一方、配偶者に家族手当を支給する企業の割合自体もこの期間に 10%ほど減っている。家族手当がある企業割合はそれほど減っていないことから、配偶者への手当を子供への手当に切り替える動きが示唆される。

3. データ

本論文で利用するデータは、東京大学政策評価研究教育センター（CREPE）の「EBPM 推進のための自治体税務データ活用プロジェクト」に参加する自治体から、当プロジェクトを通じて提供された住民登録と住民税課税業務に関する業務記録データである。参加自治体は、CREPE より業務記録データから個人を特定できる情報を削除するツールの提供を受け、住民のプライバシーを侵害しないよう加工を施したデータを CREPE に提供し、CREPE から許可を得た研究者が研究目的でデータを利用する仕組みとなっている。

住民登録に関する業務記録には、各年の 1 月 1 日現在の全住民の性別、生年月（または四半期）、世帯主との続柄が含まれ、個人と世帯の ID が付与されている。婚姻状態、末子の年齢、同居する子供の数は、世帯 ID と世帯主との続柄から作成した。具体的な作成方法はアペンディックスを参照されたい。学生アルバイトや高齢者を除くため、分析対象の年齢を 25-60 歳に限定する。

住民税課税業務に関する業務記録には、住民税課税額の決定に必要な、前年の所得や控除の情報が含まれるが、本論文では給与収入と総所得金額等を用いる。給与収入は、給与所得控除や社会保険料などを引く前の額面の給与で、確定申告をしていなくても、源泉徴収票が発行されていればその情報がそのまま自治体に提供される。住民税や所得税の課税対象とならない、年収数十万円の人も含めて、正確な額面の給与収入が分かる。総所得金額等は各種の所得の合計に様々な控除を適用した後の金額で、夫の所得税率を計算する際に課税される所得金額の代理変数として用いる。なお、元のデータは住民税の賦課年を「年」とし、2018 年のデータに 2018 年 1 月 1 日現在の世帯構成と 2017 年の収入が含まれる形式となっているが、本論文の図表は全て、収入を得た年に合わせて年を定義しなおしている。

本論文は CREPE プロジェクトの 2022 年度参加自治体のうち、2018 年から 2022 年の年初時点の世帯構成の情報に不備のない 16 自治体のデータを利用する。分析に必要な年数に応じて、6 年分のデータの取れる 12 自治体や 7 年分のデータの取れる 6 自治体に絞ることもある。⁵CREPE プロジェクトへの参加は自治体の自発的な行動であり、全国の自治体のランダムサンプルとなっていないことと、自治体間の人口規模にかなり差があり、全体の半分以上を人口の多い 3 自治体が占めている点に留意が必要である。表 2 に 2020 年国勢調査（総務省）の全国平均との比較を示す。全国平均よりやや若く、大学卒割合が多く、製造業がやや少ない。

また、パネルデータとして使用する際には、継続して参加自治体に居住していた人しか追跡できない点にも留意が必要である。転出入比率を含む記述統計量は Table A1 にまとめる。結婚前後や第 1 子出産前後の分析に用いたサンプルの構築方法はアペンディックスで詳述

⁵具体的にどの図表にどのサンプルを用いたかはアペンディックスにまとめる。

する。

地方税に関する業務データの強みは、本人と同居家族の正確な給与収入と世帯構成がわかることだが、同時に地方自治体の業務で必要としない情報がいっさいないという弱みもある。労働力調査や就業構造基本調査などといった就業に関する政府統計や、大学やシンクタンク等で実施するアンケート調査などではほぼ必ず含まれる学歴や、雇用形態や産業など仕事に関する情報を地方自治体は把握していないため、本論文に用いるデータにもこうした情報は含まれない。

4. 年収の壁に関する記述的分析

4.1 就労調整の実態

はじめに、年収の壁による就労調整が既婚女性に特徴的な現象であることを確認しよう。図1は、25-60歳の有配偶女性と、比較対象として無配偶女性と有配偶男性の給与収入のヒストグラムである。左側は年収1円以上800万円以下の範囲を10万円刻みにしたもの、右側は年収50-200万円の範囲を1万円刻みで細かく見たものである。

有配偶女性のうち、26%は給与収入がないが、年収800万円をこえるのは1.5%にすぎず、正の給与収入のある有配偶女性のほとんどが左上段のグラフに含まれている。縦の点線は左から順に103万円と130万円にあたるが、そのどちらにおいても、壁の手前に年収を抑える人が多いことがわかる。130万円を超えたあと、200万円前後にもピークがあることから、130万円を少し超えたところが意図的に避けられていることがうかがわれる。

右側の1万円刻みのグラフで、103万円と130万円の壁の存在がよりはっきりと確認できる。103万円の少し手前に大きく飛び出ているのは96万円で、いくつかの自治体で住民税均等割がかかり始める閾値であることに加えて、8万円×12カ月とキリの良い数字であるために年収が96万円ちょうどである人が多くいるためだ。120万円と180万円が飛び出ているのもキリの良い数字であるためだと考えられるが、96万が飛びぬけて多いのは100万や103万に最も近い12の倍数だからと推測される。100万円、103万円と山が続き、103万円を超えると急激に減る。103万円を超えて急激に減ったあとは、130万円の手前までほぼ同数の分布が続き、129-130万円だけ飛び出て、130万円をこえるとまた急激に減る。

興味深いのは、年収を103万円以下に抑えている人のほうが130万円以下に抑えている人よりもずっと多い点だ。第2節で述べたように、本人にかかる住民税や所得税と夫の配偶者特別控除の両方を合算しても年額にしてせいぜい2万円程度の負担であり、130万円をこえた場合にかかる社会保険料負担が年額約30万円であるのにくらべるとかなり小さい。それにもかかわらず、明らかに103万円に調整する人のほうが数が多いのだ。しかも本人の住民税所得割がかかり始めるのは年収100万円、配偶者の所得控除が減り始めるのは105万円であるにもかかわらず、限界税率が5%上がるだけの103万円によりはっきりとした壁がある。

近年行われたパートタイム労働者を対象とした調査結果からも、就労調整を行っている

パートタイム労働者が設定している上限金額で最も多いのは 103 万円であることが分かっている（労働政策研究・研修機構 2018、野村総合研究所 2022）。また、労働政策研究・研修機構(2018)によれば、就労調整を行っている労働者の 36.5%が「配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう」、27.6%が「自身の収入に所得税がかからないよう」、年収を 103 万円以下に抑えていると回答（複数回答）しており、住民税がかからないよう 100 万円以下に抑えている(11.7%)や配偶者の勤務先から手当がもらえるようにしている(10.8%)を上回っている。年額 5,000～7,200 円程度になる住民税や年額十数万円になりうる家族手当よりも、住民税より少額である所得税や実際には 105 万円まで負担が変わらない配偶者控除を理由に挙げる人が多いのだ。

中段は、同じ年代の配偶者のいない女性の年収分布である。配偶者のいない女性では、給与収入がない割合は 18%、年収 800 万円をこえる割合は 2%であり、正の給与収入のある人の大多数が左側のグラフに含まれている点是有配偶女性と変わらない。しかし、0-800 万円の範囲内の分布は大きく異なる。103 万前後に 1 つめの、200 万円台後半に 2 つめのピークがあるが、1 つ目の山は小さい。さらに、1 万円刻みで細かく見ると、96 万円が飛びぬけている点是有配偶女性と似ているものの、103 万円周辺の変化は小さく、130 万円前後ではヒストグラムを見てははっきり確認できるほどの変化はない。住民税(96-100 万)や所得税・配偶者以外の家族の税制上の扶養(103 万)といった、配偶者がいなくても適用される制度に合わせて就労調整する人はわずかにいるが、被用者保険加入者の妻以外には関係がない 130 万の壁は、配偶者のいない女性にはほぼ存在しないといってよいだろう。

下段は、同じ年代で配偶者のいる男性の年収分布である。配偶者のいる女性とは全く分布が異なっており、103 万円にも 130 万円にも壁はない。

このように、103 万円や 130 万円の壁をこえないよう年収を調整する就労調整は、配偶者のいる女性に特徴的な行動である。次節以降は 25-60 歳の有配偶女性のみデータを用いて、130 万の壁はサラリーマンの妻のみに存在するのかを確認したのち、2018 年の配偶者特別控除の控除額変更が 103 万の壁にどの程度影響したのかを検証する。

4.2 配偶者の給与所得有無と 130 万の壁

表 1 にまとめた年収の壁のうち、130 万円の壁は、夫が被用者として社会保険に加入していなければ関係がない。夫の社会保険の扶養に入れなければ、年収が 130 万円以下であっても、国民年金や国民健康保険に入る必要があるからだ。

被用者として社会保険に加入している場合は、必ず給与収入を得ているので、夫に給与収入があるか否かでサンプルを分けてヒストグラムを描いたのが図 2 である。右側の、夫に給与収入がある場合は 130 万円前後ではっきりとした段差があることが分かる。一方、左側の夫給与収入無しのほうは、100 万円前後をピークに 110 万円、120 万円、130 万円と減ってきているが、140-200 万円前後はフラットな分布になっている。10 万円刻みのヒスト

グラムでは「130 万円に壁はない」とまでは言い切れないものの、夫に給与収入がある場合よりはずっと分布の変化が小さい。

130 万円前後で年収の分布が不連続になっていないか、密度関数を推計して検定したのが図3である。回帰不連続デザインの前提条件の確認によく用いられる McCrary test (McCrary 2008) を応用し、130 万円前後で給与収入の密度関数に不連続がないかを検定する。具体的には、Cattaneo, Jansson and Ma (2018)による Local polynomial estimation によって 130 万円前後の密度関数を推計して、130 万円における切片が統計的に有意に左右で異なるかを検定する。

図3は、夫の給与収入の有無別に、112 万円から 148 万円まで 1 万円刻みのヒストグラムと、2 次及び 3 次の local polynomial estimation による密度関数の推計値を示す。左側の夫給与収入無しのグラフも、130 万円前後にわずかながら段差があり、⁶サンプルサイズが大きいため標準誤差が小さいこともあって、2 次でも 3 次でも段差は統計的に有意に 0 と異なっている。

しかし、右側の夫給与収入有に比べると段差の大きさ自体は小さい。表2には、2 次と 3 次の local polynomial estimation 及び、1 万円刻みのヒストグラムにおける 129-130 万円と 130-131 万円の差をまとめた。夫の給与収入があるほうが、130 万円での分布の段差が 3.4 ～5.1 倍大きくなっている。130 万円の壁については、制度上関係のある、夫がサラリーマンである場合に特に就労調整が発生しているといえよう。

4.3 配偶者特別控除の所得制限額変更の影響

2018 年 ⁷に配偶者特別控除の所得制限額が変更され、夫の所得からの控除額が減額される妻の年収が 105 万円から 150 万円に引き上げられた。また、控除を受ける側の所得にも上限が設けられ、合計所得金額が 900 万円をこえると控除額が減額され、1,000 万円をこえると控除がなくなるようになった。本節では、この前後の変化を、2016-2021 年の年収がわかる 12 自治体のデータを用いて検証する。

妻の年収が 103 万円までは夫の所得に適用される控除の名称は「配偶者控除」、103 万円をこえると税制上の扶養家族ではなくなるため、控除の名称が「配偶者特別控除」となる。このように 103 万円を境に名称が変わるせいか、2017 年までも妻の給与収入が年間 103-105 万円の場合の配偶者特別控除は配偶者控除と同額だったのだが、「103 万円」を上限に

⁶ 夫に給与収入がないのに 130 万円以下に収入を抑える理由について、本稿で使用するデータからは確認できないが、定年退職した夫が退職後任意継続制度を用いて健康保険にだけ加入し続けているケースや、夫以外の家族（成人した子供など）の扶養家族になっているケースが考えられる。

⁷ 2018 年に発生した収入、の意。住民税課税年としては 2019 年。

就労調整を行う理由として、配偶者の課税所得から控除される配偶者控除を挙げるパートタイム労働者が多かった(労働政策研究・研修機構 2018)。これを踏まえて、本節では 103 万円の壁の変化に注目する。

配偶者特別控除は、配偶者のいない女性には関係がない。そこでまず、配偶者のいる女性をトリートメントグループ、配偶者のいない女性をコントロールグループとした差の差分分析を行う。図 1 で見た通り、配偶者のいない女性の給与収入分布にも、103 万円のところで小さな壁がある。これは、配偶者以外の家族の税制上の扶養家族になっていたり、所得税の課税を忌避する人が一定数いるためと推測される。いずれの場合も配偶者特別控除の制度変更の影響は受けない。また、単身赴任等で同居していない配偶者がいても、住民票上で別世帯になっているとデータの上では配偶者無しになってしまうので、単身赴任している夫の扶養に入っているケースも含まれるかもしれないが、その場合は差の差を縮める方向に作用する。

図 4 は、改正前の 2016-17 年と改正翌年以降⁸の 2019-2021 年について、103 万円前後での給与収入の 1 万円刻みのヒストグラムと 2 次及び 3 次の local polynomial estimation による密度関数の推計値を、配偶者有・配偶者なしそれぞれのグループについて示す。図からは配偶者なしのほうの密度関数の段差が相対的に小さすぎてわかりにくいので、推計された段差の点推定値を 2 次の polynomial を仮定したものと 3 次のものそれぞれまとめた表もグラフの下に示す。配偶者無しのグループでは改正前後での変化は非常に小さい。一方、配偶者のいる女性では、改正後は改正前に比べて、103 万円における密度関数の段差が 2/3 ほどに縮小している。

また、下記のようなイベントスタディ推計も行う。

$$Y_{it} = \alpha + \sum_{t \neq 2017} (\tau_t Year_t + \beta_t Married_{it} Year_t) + \theta Married_{it} + \gamma' X_{it} + \varepsilon_{it} \cdots (1)$$

ここで Y_{it} は t 年の個人 i のアウトカム (後述)、 $Year_t$ は年ダミー、 $Married_{it}$ は t 年の個人 i に配偶者がいる時 1 を取るダミーであり、年ダミーと配偶者有ダミーの交差項の係数である β_t は 2017 年と比べた t 年における配偶者ありとなしの差の差にあたる。コントロール変数として X_{it} に含まれるのは年齢 (各歳ダミー) と居住している市町村ダミーである。同一人物が複数年のデータに含まれるため、誤差項は個人単位でクラスタリングするが、期間途中で結婚する人もいるため個人固定効果はあえてコントロールしない。⁹

図 5 のパネル a は、 Y として、年収が壁を超える直前の 102-103 万円と直後の 103-104 万円に入ると 1 を取るダミー変数を作成し、(1) 式を推計したものだ。改正後は、既婚女性

⁸ 2018 年の年末調整の時期まで配偶者特別控除の変更を認識していないケースを考慮して翌年からとした。

⁹ 頑健性チェックとして、2017-2022 年を通じて配偶者の有無が変化しなかった女性にサンプルを限定し、年齢ダミーの代わりに個人固定効果を入れた推計をしても結果は大きく変わらなかった。

は 103 万円の壁の手前 1 万円に入る確率がさがり、壁を越えた直後の 1 万円に入る確率がわずかに上がる。サンプルサイズが大きく標準誤差が小さくなるため、改正前の 2016 年も統計的に有意に 0 と異なっているが、係数の値自体は改正後の係数よりもずっとゼロに近い。

パネル b は、壁の前後の狭い範囲ではなく、給与収入無し、収入有 103 万円以下、103 万を超えて 130 万まで、の 3 つの範囲に年収が入ると 1 を取るダミー変数を Y としたものだ。2015 年からデータのある 6 自治体のみで 2015 年から 2021 年のデータを用いて推計した結果が青、図 4 やパネル a で用いたのと同じ 2016 年からデータのある 12 自治体の 2016 年から 2021 年までのデータを用いて推計した結果が赤で示されている。

給与収入無しについては、改正前から配偶者のいる女性の就業率が相対的に上昇するトレンドがあり、改正後に給与収入無しの割合が減っているのは配偶者特別控除改正の影響ではなく既存のトレンドが継続しているだけの可能性が高い。一方、103 万以下と 103-130 万は 2015、2016 年の係数はゼロに近く、2018 年以降 103 万以下が減って 103-130 万が増える傾向がある。配偶者特別控除の変更によって、それまで 103 万円以下に調整していた既婚女性の一部が 103 万円を超えて働くようになったと解釈できる。

これをさらに裏付けるのが、図 6 に示した、前年に 103 万円以下の給与収入があった女性の年収が 103 万円を超える割合だ。配偶者無しでは 2018 年に目立った変化はないが、配偶者ありでは 2018 年にこの割合が大きく上昇している。103 万円ではなく 130 万円を基準とすると 2018 年で変化はおきていないので、103 万円以下に調整していた女性の一部が 130 万円以下に調整するようになったと解釈できる。

このように、配偶者のいる女性といない女性を比較すると、配偶者特別控除の変更によって、103 万円に就労調整する有配偶女性を減らす効果があったと解釈できる結果になった。しかし、配偶者のいる女性といない女性では年収分布自体が大きく異なり、改正前が最大 3 年しか遡れないため差の差分析の前提となる並行トレンドの仮定について十分には検証できていない。

次に、有配偶女性をさらに夫の所得税率で分けた分析を行う。所得控除によって減る課税額は、控除を受ける人の所得にかかる所得税率が高いほど大きくなる。このため、夫の所得にかかる所得税率が高い、つまり夫の所得が高いほど、2017 年以前は 105 万円前後での税額の変化が大きかった。その一方で、余暇を正常財と仮定するならば、余暇の限界効用は可処分所得が高いほど大きくなるため、夫の所得が高いほど妻の労働供給の賃金弾性値は低い可能性がある。制度変更前後の労働供給の変化は、税額の変化と弾性値の積になると考えると、税率が高いほど変化が大きくなるかどうかは自明ではない。

配偶者の総所得金額等を用いて計算した所得税率¹⁰でサンプルを分けて、年収のヒスト

¹⁰ 夫の総所得金額等が 1,949,000 円以下の場合 5%以下、1,950,000 円以上 3,299,000 円以下は 10%, 3,300,000 円以上 6,949,000 円以下は 20%, 6,950,000 円以上は 23%以上。ただ

グラムを描いたのが図 7 である。夫の所得税率が高い方が 103 万円に分布が集中する傾向があるが、それほど大きな違いはない。また、配偶者特別控除の改正前後の変化は、0-800 万円という広範囲をカバーするヒストグラムから読み取れるほど大きくはなさそうだ。

続いて、図 4 と同じ要領で改正前後の 103 万円前後での給与収入の 1 万円刻みのヒストグラムと密度関数の推計値を、夫の所得税率別の 4 グループそれぞれで示したのが図 8 である。改正前後の差は、夫の所得税率が高いほど大きくなっているが、興味深いことに、夫の所得税率が 20%以上のグループのほうが、改正後も 103 万円前後の密度関数の段差は大きいままだ。23%以上のグループには、夫の合計所得金額が 1,000 万円を超えて配偶者控除・配偶者特別控除がゼロとなった世帯も多数含まれることもあってか、20%のグループよりは少しだけ 103 万円前後の段差は小さくなったものの、10%以下のグループよりはまだ大きいままである。勤め先からの配偶者手当が支給される割合が高所得者ほど高いなど、所得税からの控除以外にも、夫の所得と関連する要因があることが示唆される。

(1)式の配偶者有ダミーを、夫の所得税率が 10%, 20%, 23%以上であるときに 1 を取るダミー変数に置き換えたイベントスタディ分析の結果をまとめたのが図 9 である。パネル a では、夫の税率 5%のグループに比べると税率の高いグループは改正後に 102-103 万円である確率が下がる傾向が読み取れる。ただし、103-104 万円のほうは統計的に有意でなく、また 10%と 20%, 20%と 23%の差も統計的に有意ではない。パネル b も同様に、夫の税率が 5%のグループに比べると 10%以上の 3 グループはいずれも給与収入無しや 103 万以下が減り、103-130 万がふえる傾向があるが、10%以上の 3 グループの中で税率が高い方が変化が大きいとまでは言えない。

この節の分析結果をまとめると、2018 年の配偶者特別控除の変更は、配偶者のいる女性が 103 万円以下に就労調整する割合を減らす効果はあったと考えられる。また、夫にかかる所得税率別の分析では、夫の所得税率が最も低い 5%以下のグループは、他のより税率が高いグループより変化が小さかった。ただし、税率が 10%, 20%, 23%以上の 3 グループを比較すると、税収が高くなるほど 103 万円前後の段差の変化が大きい傾向はあるものの、扶養の範囲で働くか否かについてはグループ間の差は統計的に有意ではなく、順序が入れ替わることもあるなど、必ずしも夫にかかる所得税率が高いほど制度改正の影響が大きかったとは言えない。

し、総所得金額等が提供されなかった 1 自治体(図 7 で使用した 12 自治体サンプルの 8.2%)については合計所得金額で代用した。合計所得金額と総所得金額等の違いは、前者は純損失又は雑損失などの繰越控除を適用する前、後者は適用後。両方提供されている自治体において有配偶男性サンプルの合計所得金額と総所得金額などが一致する割合は 98.5%。

5.「扶養の範囲内」で働く選択とライフイベント

5.1 結婚前後の変化

4.1 節で、年収を 103 万円以内や 130 万円以内に抑える就労調整は、有配偶女性に顕著な現象であることを見た。本節では、結婚をきっかけに、収入を扶養の範囲内に抑える人がどれくらいいるのか、そしてどのような人が結婚を機に就労調整しやすいのかを、データの期間内に結婚した女性のデータで記述的に分析する。

本節で使うのは、2018 年から 2020 年の間に結婚し、結婚前年から翌年までの年収がわかり、結婚翌年時点で 2 歳未満の子供がいらない 22,821 人のデータ（詳細はアペンディックス A3 を参照）である。結婚前から同じ自治体に居住していないと結婚前年の年収が分からないためサンプルから脱落する点は留意が必要である。直観的に考えて、結婚を機に他の自治体から転入してくる女性は転居のために仕事を辞めている可能性があり、本節の分析に用いたサンプルよりも結婚を機に無収入となる割合が多いと予測される。つまり、本節の結果は就労調整の頻度を過小評価している可能性がある。また、育児休業給付金が非課税のため、育休中と非就業の区別ができないことから、結婚翌年時点で 2 歳未満の子供がいる人もサンプルから除いた。

図 10 は、結婚前年と結婚翌年の給与収入の分布である。結婚前年の分布は、図 1 の無配偶女性の分布と似ているが、103 万円前後の山は無配偶女性全体よりもさらに目立たない。一方、結婚翌年の分布は、有配偶女性全体に比べれば、フルタイム勤務と思われる年収 200-500 万円の層がずっとおおいものの、すでに 103 万円が最頻値になっており、130 万円の壁もできている。結婚をきっかけに扶養の範囲内で働くことを選択する女性が一定数いることがわかる。

結婚前年の給与収入と結婚翌年の給与収入が扶養の範囲に入る確率の関係を示したのが図 11 だ。結婚前の年収が低い女性ほど結婚後に夫の扶養に入りやすいことが分かる。また、結婚を機に仕事をやめる、すなわち給与収入なしになる女性は元の年収が 100 万円前後でも 2 割弱しかおらず、結婚前の年収分布のピークである 300 万円前後では数パーセントしかいない。一方、結婚前の年収が 300 万円程度の女性の約 2 割が結婚翌年の年収が 103 万円以下になっており、結婚を機に扶養の範囲のパートタイムの仕事にうつる女性はある程度いるようだ。

さらに、縦軸に妻の、横軸に夫の結婚前給与収入をとり、色の濃さで年収が 103 万円以下（収入なし含む）となる割合を示したのが図 12 だ。夫婦ともに結婚前の給与収入が 150 万円以下のところが特に濃くなっているのを除けば、妻の結婚前収入を固定すると夫の収入が高いほど妻の結婚後の収入が 103 万以下になりやすい傾向がある。

結婚前の年収以外に、結婚を機に就労調整する確率に影響する要因を探るため、結婚翌年の妻の年収がゼロ、ゼロではなく 103 万円以下、103 万円を超えて 130 万円以下、の 3 つ

のダミー変数を左辺に、右辺に結婚時の妻の年齢（各歳ダミー）、妻と夫それぞれの結婚前年給与収入の3次式、年ダミー、市町村ダミー、そして結婚前年に夫に給与収入があった場合に1を取るダミー変数と、結婚前年の総所得金額等に基づいて計算した夫の所得税率を入れた回帰分析を行った。

式全体の推計結果はアペンディックスの付表Xに掲載するが、夫に給与収入ありダミーと夫の所得税率の係数のみ図13に示す。夫に給与収入がある方が結婚を機に妻が無収入になりやすい。自営業に比べてサラリーマンのほうが所得が安定しているためかもしれないが、扶養の範囲で働く割合には影響しない原因はよくわからない。また、夫の所得税率が高い方が、103万円以下で働く割合が大きくなる。夫の所得自体を3次式で制御してもなお、夫の所得税率が影響しているので、世帯所得が高いほど労働供給が減るという所得効果ではなく、税率の影響だろう。2018年以降に結婚した人たちなので、配偶者特別控除の控除額が減り始める閾値は150万円になっていたはずだが、それでも税率が高いほど就労調整しやすいというのは興味深い。

このように、結婚をきっかけに仕事をやめたり、扶養の範囲に収入を抑えるようになる女性は一定数存在し、本人の結婚前の収入が低いほどその傾向が強い。また、本人の出産前の所得を所与とすれば夫の収入が高いほど就労調整するようになりやすく、さらに103万円以内に抑える割合には夫の所得税率も影響する。

とはいえ、図10の右側の結婚翌年の年収分布と、図1の有配偶女性全体の収入分布には大きな差があり、結婚直後は結婚前同様にフルタイムの仕事を続ける女性のほうが多数派であることもうかがえる。次節では、次の転機である第1子出産前後の変化や、その後子供が成長するにつれて再び扶養の範囲を超えて働くようになるのかを分析する。

5.2 子育てと就労調整

国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査によれば、2015～2019年に第1子を出産した女性の23.6%¹¹が出産を機に仕事をやめている。出産を機に正社員の仕事をやめしまうと、子供が小さいうちは新たにフルタイムの仕事を始めることが難しい。子供の有無自体は、103万円や130万円の壁を超えた場合の税・社会保険料負担には影響しないものの、出産をきっかけにフルタイムの仕事をやめたあと、再就職する際にパートタイムの仕事を選ぶ女性も多い。

そこでまず、第1子出産前と、幼稚園の年少になる年を比較する。ただし、第2子出産後の育児休暇中のケースを除くため、第1子が3歳の時点で下の子供がいない女性にサンプルを限定しており、それによるセレクションバイアス¹²には特に対処していない点には留

¹¹ 17.4%は妊娠前から無職、53.8%は就業を継続、5.6%は不詳。

¹² 本人の年齢、希望する子供の数、育休によるキャリアの中断に関する考え方など、様々

意が必要である。また、出産前年から子が3歳の年までカバーするには6年間追跡する必要がある、2016年の年収がわかる12自治体の、2017年4月からの1年間に出産した女性に限定されているため、サンプルサイズは2551人とかなり小さくなっている（詳細はアペンディックスA4を参照）。

これらの点に留意しつつ、まず出産前年と子が3歳時点での年収の分布を比較したのが図14である。出産前年の分布は、図10の結婚翌年の分布に近い形をしているが、子が3歳の時点では103万円以下に調整する割合がぐっと増え、130万円以上のところがかなり減って、有配偶女性全体の分布に近い形になっている。また、収入なしの割合も、出産前の14.0%から、出産後は28.5%と倍増している。

図15は、出産前の年収と、子が3歳時点で収入がなかったり扶養の範囲で働いていたりする割合の関係を示す。結婚前後の変化同様、出産前の収入が低いほど扶養の範囲内に収入を抑える割合が高い。給与収入なしの割合は出産前年収が300万円をこえたくらいから、0～2割の間で上下するようになるが、103万以下や130万以下の割合は出産前所得に対してほぼ線形に下がっていき、出産前の収入が450万くらいになると、給与収入はあるが103万円以下という女性はごく少数になる。出産前の収入が高くても、出産を機に専業主婦になる人は一定数存在するが、幼稚園児を抱えながらあえて扶養の範囲内で再就職する人はあまりいないのだろう。

図16は、夫と妻それぞれの出産前年の給与収入と、子が3歳の年の妻の給与収入が103万以下になる割合の関係をみたものだ。結婚前後の変化と同様、夫婦ともに所得が低いところが濃くなっているのを除くと、妻の収入が一定であれば夫の収入が高いほど扶養の範囲内あるいは無職となる割合が高くなる。

ここまでは、出産前後の変化をみた。再び2018年以降の有配偶女性全体のデータに戻って、今度は子供の有無や人数、年齢と、就労調整行動の相関を見ていこう。

子供の有無や人数、年齢が就労調整行動に影響すると考えられる理由は、子育てにかかる時間的・金銭的成本である。0-2歳までは保育園に子供を預けることができれば働くことができない。その後、幼稚園、小学校と学年が上がるにつれて、母親が子供についていなければいけない時間は減っていく。その一方で、学年が上がるにつれて教育費等、金銭的な負担は増えていく傾向がある。このため、素朴に考えると子供の年齢が上がるにつれて労働供給は増えていくと予想されるが、その過程で年収の壁ぎりぎり働く人が増えるのか減るのかは自明ではない。

まずは図17に、同一世帯に各就学区分年齢の子供がいる有配偶女性の給与収入の分布を

な要因が影響する。世帯所得が高いほど希望する子供の数が多くなる可能性があることや、計画的に続けて妊娠することでキャリアの中断を1回に抑えようとする人が一定数存在すること、就業が継続できそうだからもう一人生もうという逆の因果関係などを考えると、必ずしも就業継続意思が弱い人がサンプルから脱落しやすいとは限らない。

示す。子供の年齢は、収入を得た年の4月1日現在のものである。まだ幼稚園に入園する前の、0-2歳児のいる女性は、年収130万円以下が多いものの、年収がゼロに近い人も多く103万の壁はほかのグループほど目立たない。年の途中で育児休暇からフルタイムの仕事に復帰する女性が混ざっていることも影響しているかもしれない。また、収入なしの割合は38.3%と最も高い。

幼稚園に相当する3-5歳になると、103万と130万の壁がはっきり表れてくる。小学生になるとさらにはっきりしてきて、中学生、高校生、未成年なしでは目で見えてわかるような変化はない。収入なしの割合は、幼稚園、小学生、中学生と下がっていくが、多くが103万以下、130万以下に年収を抑えている。出産を機に正社員の職を退職した女性が、子供が幼稚園や小学校に入るタイミングでパートの仕事をはじめ、そのままパートで居続ける、というパターンと整合的なグラフである。

子供の数の影響も見るため、以下のような回帰分析も行った。被説明変数としては、以下の7つのダミー変数を作成する。(1) 給与収入なし、(2) 収入あり103万円以下、(3) 103万超130万以下、(4) 130万超、(5) 就業開始（前年給与収入なしの女性のうち給与収入ありになった場合1を取り、給与なしのままは0、前年も給与のあった女性はサンプルから外す）、(6) 前年103万以下の人が103万超へ、(7) 前年130万以下の人が130万超へ。説明変数としては、主たる説明変数である子供の数ダミーに加えてコントロール変数として本人の年齢ダミー、年ダミー、市町村ダミー、夫の総所得金額等の3次式と所得税率ダミー、夫級諸収入ありダミーを制御する。同一個人が複数年いるため個人IDで標準誤差をクラスタリングする。

図18に子供の数ダミーの係数を抜き出して図示した。年収が130万円を超える割合は、子供の数が多いほど小さくなる。一方、給与収入なしの割合は、リファレンスグループである子供なしが一番低いものの、子どもが1人のほうが2人以上より若干大きく子供の数と単調な関係ではない。子供の数とともに増えていくのは、扶養の範囲で働く割合だ。

ただし、就業していなかった人が就業開始する割合や、前年の所得が年収の壁を下回っていた時に、当年の所得が壁を上回る割合を見ると、いずれもリファレンスグループである子供なしよりは大きくなっている。家に未成年の子供がいない人は働き方を変えにくいと解釈できる。一方、子供の数が多くなるほど就業開始確率はあがるものの、103万円を超える確率は子供1人がいちばん大きい。子供の数が多いと家計補助の必要性から、非就業よりは扶養の範囲で働くことを選びやすくなるのかもしれない。

さらに細かく、末子の年齢を1歳刻みで見てみよう。図19は年収のヒストグラムである。やはり幼稚園に入る2,3歳ごろから壁が現れ始め、末子の年齢があがるにつれて壁がはっきりしてくるが、7,8歳ごろから先はあまり変化がない様子が確認できる。

図20は、50歳以下で末子の年齢が2-17歳の有配偶女性にサンプルを限定して図18と同じ被説明変数で、子供の数の代わりに末子の年齢ダミーを主な説明変数とした回帰分析をした結果を図示したものだ。末子年齢が2歳の場合を0と標準化している。給与収入が

ゼロの割合は末子の年齢が上がるにつれて下がっていくが、給与収入が 130 万を超える割合は 2 歳と 16、17 歳が同等で、末子が小学校低学年の時が最低になっている。逆に扶養の範囲で働く割合は末子の年齢が上がるにつれていったん上昇したのち、中学生くらいから減少に転じている。壁を越えていく確率は、リファレンスである 2 歳とは水準が異なるものの、末子年齢とシステマティックな関係にあるようには見えない。2 歳で壁を超える確率が他の年齢より高いのは、1 歳児クラスから保育園を利用して育休から復帰する人を含んでいるためと考えられる。

6. 2017-2021 年の 5 年間の変化

一度扶養の範囲で働く働き方を選ぶと、なかなか年収の壁を越えて収入を伸ばしていきにくいことがここまでの分析で示唆された。本論文のデータでは 2017 年から 2021 年までの 5 年間の追跡できるので、より直接的に、5 年間の変化を見てみよう。

まず、表 3 は 2017 年の年収と 2021 年の年収の関係をクロス表にしたものだ。2017 年に給与収入がなかった女性は約 2/3 が 2021 年も収入無しで、残りのほとんどは 130 万円以下である。2017 年に年収がゼロではないが 103 万円以下だった女性は、半数強が 2021 年も 103 万円以下であり、給与収入無しとなった 13.8%と合わせると約 2/3 は年収 103 万円をこえていない。とはいえ、残りの 1/3 は 2021 年には 103 万円を超えており、そのうち半数は 130 万円も超えている。103 万円超 130 万円以下だった女性も、約 2/3 が年収 130 万円を超えていない。一方、2017 年の年収が 130 万円をこえていた女性の 86%は 2021 年も 130 万円超の収入がある。次の図 21 が 500 万円までなので 500 万円超の割合を分けて示したが、2021 年の時点で年収 500 万円を超えている女性のほとんどが 2017 年の時点で 130 万円を超えていた。

図 21 は 2021 年の給与収入のヒストグラムを描いた。2017 年に年収なしや 103 万円以下だったグループでは 2021 年の年収分布にもはっきりと、103 万円と 130 万円の壁がある。対照的に、2017 年の時点ですでに 103 万円を超えていたグループには 103 万円の壁はなく、130 万円を超えていたグループには 130 万円の壁もない。結婚や出産のタイミング以外で、自分の直近の年収よりも下の「年収の壁」に合わせて就労調整を新たに始める女性はほとんどいないようだ。

さらに、2017 年時点の子供の数や夫の所得税率・給与収入有無と、2017 年時点で年収の壁以下の年収だった女性が 2021 年までに壁を超える割合と相関を検証した。これらの主たる説明変数に加えて、女性の年齢ダミーと市町村ダミーもコントロール変数として右辺に加えて線形回帰を行った。

推計された係数を図 22 に示す。子供がいないよりいる方が、そしている場合は人数が多い方が、5 年以内に年収の壁を超える割合は大きくなっている。夫の所得税率に関しては、5%以下の層と比べてなぜか 10%のほうに壁を越えやすく、20%を超えると税率が高いほど

壁を越えにくくなる。また、夫に給与収入がある方が壁を越えやすい。

末子の年齢別に、壁を超える年がある割合を図示したのが図 23 だ。2017 年時点で末子の年齢が 2-17 歳の、25-50 歳女性のためのサンプルで集計した。2017 年時点の末子の年齢が 10 歳くらいまでは末子の年齢による変化はあまりないが、10 歳を過ぎると壁を超える割合が下がっていく。これは推測に過ぎないが、結婚や出産を機に扶養に入った女性のうち、子育てがおちついたらフルタイム勤務に移行しようと考えている人の多くが小学校高学年ごろから実際に移行してしまい、フルタイム就業を望まない人の割合が相対的に増えていくのかもしれない。

最後に、130 万円の壁を越えた先の年収分布を見てみよう。図 24 には、2018-2021 の間に年収 130 万円をこえた年がある有配偶女性の 2021 年の給与収入を、2017 年の年収カテゴリー別に示す。2017 年の時点で 130 万円以下だった 3 つのグループはいずれも、130 万円をこえてすぐのところをもっとも多い分布になっており、2017 年時点で 130 万円をこえていたグループに比べるとかなり左に寄った分布になっている。ずっとフルタイム就業している女性と、一時期パートタイム就業や無業の期間があった女性ではキャリアに大きな差がつくことを裏付ける結果といえよう。

表 4 に細かい記述統計量を示したが、2017 年の時点で 130 万円以下だった 3 つのグループについては、むしろ 2017 年時点で収入が少ない方が、平均も中央値も 90 パーセント点も大きくなっている。表 3 に示した通り、130 万をこえる割合は 2017 年時点の収入が少ないほど少なくなるので、より低い収入から 130 万を超える女性はより強いセレクションがかかっていると考えるのが妥当だろう。また、標準偏差も 2017 年の収入が少ない方が大きくなっており、より低い収入から 130 万超に移行するほどばらつきが大きくなることもわかる。2017 年時点で 130 万を超えていたグループはその他のグループよりも平均年収が 150 万円ほど高くなっている。

まとめると、まず、103 万円や 130 万円以下に年収を抑えていた有配偶女性のうち、2/3 は 5 年後も壁以下の年収に抑えているが、残りの 1/3 は壁を超えていることがわかった。103 万円の壁を越えた女性のかなりの割合が 130 万円以下に調整し始める一方で、5 年前の年収よりも低い壁に合わせて調整するようになる人はほとんどいなかった。子供の数が多いほど、また末子が 10 歳以下であると、5 年後までに壁を超える割合が高くなり、夫の雇用形態や所得税率もある壁を超える割合に影響する。そして、130 万円の壁を超えた後の年収分布は、もともと 130 万円超だったグループよりはかなり低いほうに偏っており、フルタイム就業を継続するか否かで女性の生涯収入に大きな差がでることを改めて示す結果となった。

7. 地域差

最後に、地域差について考察する。自治体数が 16 しかないためあくまで参考程度では

あるが、図8の元となった回帰分析の、それぞれの被説明変数に対する市固定効果の推計値を、2020年国勢調査（総務省）から作成した市レベルの様々な指標と接合し、相関関係を探索した。

具体的には、まず男女それぞれについて、25-60歳人口に占める大卒者比率、有配偶率、就業率、自営業率、就業者に占めるパート・アルバイト比率、就業者に占める主要産業割合（製造業、卸売小売業、飲食・宿泊サービス業、医療福祉業）を作成し、これらと、年収なし、年収あり103万以下、103-130万以下、就業開始、103万以下から103万超、130万以下から130万超、の7つの被説明変数それぞれの市固定効果との相関を見た。複数の固定効果に対して1対1の相関が統計的に有意となるのは、大卒者比率、就業率、パート・アルバイト比率だけであった。

そこで、男女間の差と女性の数値のいずれがより相関しているかを見るため、それぞれの固定効果を、3つの指標それぞれの、男女間の差と女性の数値で回帰し、どちらがより優位になるのかを確認した。この結果、男女間の大卒比率の差と、女性の就業率、女性の就業者に占めるパート・アルバイト比率が、年収なしや年収あり103万以下の固定効果と有意に相関することが確認できた。

この3つの指標についての散布図を描いたものが図25である。男女間の学歴差が大きく、女性の就業率が低く、女性就業者に占めるパート・アルバイト比率が高い市ほど、女性自身の年齢や子供の数、夫の所得などをコントロールしたうえでなお、有配偶女性の年収が103万以下となる割合が高い。

8. 結語

本論文は、16自治体の個人住民税の課税記録データを用いて、2010年代後半以降の有配偶女性の就労調整の実態を明らかにした。給与収入を正確に把握し、1万円単位で年収の壁の所在を明らかにできる精度での分析は、2000年代以降のデータを用いたものとしては初めてである。1万円刻みのヒストグラムによって、12の倍数である96万円が突出していることを除くと103万円がピークで、130万円にもはっきりとした壁があることが確認された。実際には103万円を超えた際の負担増はそれほど大きくないにもかかわらず、103万円以下に年収を調整する有配偶女性が多いことが分かった。

103万円前後での変化をさらに小さくした、2018年の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額変更と所得制限導入の影響分析を行うと、103万円以下に年収を調整する有配偶女性の割合は減り、130万円以下の範囲で103万を超える割合が増えた。夫の所得税率別の分析では、103万円前後の年収分布上の段差の変化は夫の所得税率が高いほど大きかったが、非就業・扶養の範囲で働く・扶養の範囲を超えて働くという選択については、税率10%以上の3つのグループではっきりとした差はなかった。

結婚や出産などのライフイベントの前後の変化をみると、元の収入が低い方が就労調整

をするようになりやすい傾向が確認された。出産前の収入が高ければ、第1子が3歳の時点でも年収が130万円をこえていることが多く、出産退職せずにもとの職場に復帰していることがうかがわれる。一方、3歳は幼稚園に入るタイミングであり、このころから103万円の壁がはっきりあらわれるようになることから、出産退職した人の一部は子供が幼稚園に入るタイミングでパートタイムで働き始め、その多くが103万円以下に調整していることもわかる。子供が成長するにつれて母親の労働供給は増えていくものの、パートタイムの非正規雇用者として再就職した人の多くは扶養の範囲内にとどまり続け、扶養の範囲を超えた場合も、出産退職せずに就業継続した場合にくらべるとかなりの収入減になることも示唆された。

年収の壁の存在により有配偶女性の労働供給が抑制されることは、労働市場における男女間格差を助長するだけでなく、最低賃金の引上げや人手不足による地域賃金相場の上昇によって時給を引き上げるとかえって人手不足が悪化するという、企業にとっても望ましくない状況を招いている。しかし、税制上103万円での負担増はほぼなくなったにもかかわらず、依然として103万円に調整する人が多い理由はよくわからない。仮に「所得税課税対象となる」「配偶者控除の対象でなくなる」といった言葉の印象に左右されているのだとすると、正しい情報を周知するだけでも103万円を超えて働く人が増える可能性がある。この点を検証するには Chetty and Saez (2013)が行ったような情報提供のフィールド実験など、本論文とはちがったアプローチが必要になる。

また、本論文では2016年より始まった、パートタイム労働者への社会保険適用拡大については分析できていない。2016年10月より501人以上、2022年10月より101人以上の企業で、月額賃金が88,000円以上かつ週の所定内労働時間が20時間を超える従業員を社会保険に加入させることが義務づけられており、来年10月からは51人以上の企業に適用が拡大される。月額賃金88,000円を年収に換算すると約106万円となるため、「106万の壁」と呼ばれ、新たな年収の壁の出現ととらえられることも多い。しかし、厚生年金に加入すると将来の年金額が増え長期的には得をする可能性がある点で、将来の年金給付は変わらず負担だけが増える130万円の壁とは性質が異なる上、雇用主にも社会保険料負担が生じるため、むしろ雇用主側が社会保険適用を回避しようとする可能性も考慮する必要がある。雇用主側が適用回避する場合、所定内労働時間を20時間未満にするほうが月額賃金を下げるより容易であろうと想像される。このため、パートタイム労働者への社会保険適用拡大について分析するには、労働時間と、適用対象か否かを判別するために勤め先の企業規模がわかるデータが必要となる。これも将来の課題としたい。

アペンディックス

A1. 記述統計・サンプルと図表の対応

表 A1 に、記述統計量を示す。特に断りのない場合は 16 自治体の 2017-2021 年のデータを用いた。より長い年数をカバーできるデータを用いた図表は下記の通り。

2016-2021 年の年収がとれる 12 自治体：図 4 配偶者の有無別・配偶者特別控除改正前後の女性の給与収入の密度関数推計値、図 5 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（配偶者有×年の係数）、図 7 夫の所得税率階層別・配偶者特別控除改正前後の年収分布、図 8 夫の所得税率階層別・配偶者特別控除改正前後の妻の給与収入の密度関数推計値、図 9 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（夫の税率×年の係数）、図 14 第 1 子出産前後の給与収入分布、図 15 出産前年の年収別・子が 3 歳の年の年収カテゴリー構成比、図 16 出産前年の夫の年収・本人の年収別・末子が 3 歳の年に年収 103 万以下になる割合

2015-2021 年の年収がとれる 6 自治体：図 5 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（配偶者有×年の係数）、図 6 配偶者の有無別・前年に所得上限以下で働いていた女性が上限を超える割合の時系列推移、図 9 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（夫の税率×年の係数）

A2. 婚姻状態、同居する子供の数、末子の年齢の作成方法

A2.1 婚姻状態

データ上で、住民登録に基づく世帯主との続き柄は以下のように分類されている：世帯主、配偶者、子、子の配偶者、孫、父母、配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族、親族以外。このうち、世帯主、配偶者、子、子の配偶者が 25-60 歳女性の 98.8%、男性の 99.2% を占める。そこで世帯主、配偶者、子、子の配偶者についてのみ、下記のように婚姻状態を定義し、それ以外は婚姻状態識別不能とした。

- 世帯主：同一世帯に世帯主と配偶者が 1 人ずついる場合は有配偶、同一世帯に世帯主 1 名で配偶者がいない場合は無配偶、世帯主や配偶者が複数いる場合は識別不能
- 配偶者：同一世帯に世帯主と配偶者が 1 人ずついる場合は有配偶、同一世帯に配偶者 1 名で世帯主がいない場合は無配偶、世帯主や配偶者が複数いる場合は識別不能
- 子：同一世帯に本人の性と反対の性の「子の配偶者」がいない場合は無配偶、同一世帯に住む同性の「子」の人数と反対の性の「子の配偶者」の人数が同じか後者の方が大きい場合は有配偶、同一世帯に住む同性の「子」の人数より反対の性の「子の配偶者」の

人数が少ない場合は識別不能

- 子の配偶者：同一世帯に本人の性と反対の性の「子」がいない場合は無配偶、同一世帯に住む同性の「子の配偶者」の人数と反対の性の「子」の人数が同じか後者の方が大きい場合は有配偶、同一世帯に住む同性の「子の配偶者」の人数より反対の性の「子」の人数が少ない場合は識別不能

それぞれの続柄における婚姻状態の識別状況は表 A2 の通り。

A2.2 同居する子供の数・末子の年齢

4/1 現在の年齢が 18 歳未満を未成年と定義する。まず、4/1 現在 18 歳未満の世帯員がいない世帯は子供の数は 0 とした。子供がいる世帯は、下記のように類型化して親と子を紐づけた。

- 世帯主・配偶者が一人ずついて、未成年の「子」がいる⇒世帯主と配偶者が子の親
- 有配偶の「子」と「子の配偶者」が一人ずついて、未成年の「孫」がいる⇒子と子の配偶者が孫の親
- 無配偶の世帯主と未成年の「子」がいる⇒世帯主が子の親
- 「子」が一人いて、未成年の「孫」がいて、「子の配偶者」はいない⇒子が孫の親
- 「子の配偶者」が一人いて、未成年の「孫」がいて、「子」はいない⇒子の配偶者が孫の親

上記の類型に当てはまらない世帯は親子関係不詳としたが、25-60 歳の有配偶女性で親子関係不詳となったのは 0.2%のみであった。彼らは子供の情報を用いる分析からは落とされる。

末子の年齢は上記のように定義された子供のうち最も若い子供の 4/1 現在の年齢とした。

A3. 結婚前年～翌年のパネルデータの作成方法とサンプルセレクション

前述の方法で作成した婚姻状況の変数を用いて、 $t-1$ 年年初に無配偶で t 年初に有配偶であれば $t-1$ 年に結婚したとみなす。結婚前年の年収は $t-2$ 年の収入であるが、これは元のデータでは $t-1$ 年初の世帯構成と紐づいている。同様に、結婚翌年である t 年の年収は $t+1$ 年初の世帯構成と紐づいている。したがって、2018-2022 年初の世帯構成と 2017-2021 年の年収を含むデータから結婚前年の年収と翌年の年収の両方の情報がわかるのは 2019-2021 年に結婚した女性である。

結婚した年に転入してきた場合は結婚前年の情報がないので、その年に結婚したこと自体が識別できない。2019-2021 年に結婚した男性のデータを用いて、妻の結婚前年の情報がない割合を計算すると 40.5%となる。結婚と同時に夫婦ともに転入するケースがどの程度あるかはデータからはわからない。

また、育児休業給付金が非課税のため、育休中か出産退職して無職かの識別ができない。

このため、結婚翌年時点で2歳未満の子供がいる場合はサンプルから落としている。

同様に夫が結婚した年に転入してきた場合は結婚前年の夫の所得の情報がない。本人の結婚前年・翌年の情報があるすべてのサンプル（図 10, 11 で使用）と、夫の結婚前年所得の情報があるサンプル（図 12, 13 で使用）それぞれの記述統計は表 A3 のとおり。また、分析の際にはサンプルから落とした、結婚翌年時点で2歳未満の子供がいる女性についても掲載する。夫の結婚前情報の有無によって本人の年齢や結婚前後の給与収入に大きな差はないが、結婚翌年までに子供がいる夫婦は結婚前の妻の収入が低く夫の収入が高い傾向がある。

A4. 第1子出産前後のパネルデータの作成方法とサンプルセレクション

2016-2021 年の情報がある 12 自治体の 25-60 歳有配偶女性のデータセットより、2021 年時点で末子の年齢が3歳かつ子供の数が1人の女性を抜き出し、その女性及び2021年時点での配偶者それぞれについて2016年時点の給与収入や総所得金額等を接合した。出産前年である2016年時点でまだ結婚していなくても、2017年初に2022年初時点と同じ自治体に住んでいればさかのぼれる。

子供が1人かつ3歳で2016年時点の情報がある女性（図 14, 15 で使用）、さらに夫の2016年の情報もある女性（図 16 で使用）、参考として2021年時点で子供が1人かつ3歳、末子が3歳、長子が3歳のサンプルについての記述統計を表 A4 にまとめた。

出産前年まで遡れる分析サンプルのほうが、遡れない人を含む「子供が1人かつ3歳」よりもやや3歳時点の給与収入が高い。これはおそらく出産前後で他の自治体から転入してきた場合は出産前の仕事を継続することが難しいことに由来すると考えられる。また、下の子がいる女性を含む長子が3歳のサンプルに比べて、子供が1人かつ3歳で2016年時点の情報がある女性に限定すると、年齢が高く出産前年の給与収入が低い傾向がある。一方、遡れない人を含む「子供が1人かつ3歳」と、上の子がいる女性を含む末子の年齢が3歳のサンプルを比べると、年齢や3歳時点の給与収入に大きな差はない。

A5. 6 節で使用した5年分の追跡データについて

2017年の収入の情報がある有配偶女性のうち、2021年まで迎える人のみを用いて分析をした。2017年の収入の情報があるすべての有配偶女性と、2021年まで迎える人のみの、2017年時点の情報を比較した記述統計表を表 A5 に示す。2021年まで迎える人のみに限定しても目だった差はない。

参考文献

Abe, Yukiko. (2009). "The Effects of the 1.03 Million Yen Ceiling in a Dynamic Labor Supply Model." *Contemporary Economic Policy* 27(2): 147-163.

Akabayashi, Hideo. (2006). "The labor supply of married women and spousal tax deductions in Japan—a structural estimation." *Review of Economics of the Household* 4(4): 349-378.

Bessho, Shun-ichiro. and Masayoshi Hayashi (2014). "Intensive margins, extensive margins, and spousal allowances in the Japanese system of personal income taxes: A discrete choice analysis." *Journal of the Japanese and International Economies* 34: 162-178.

Cattaneo, Jansson and Ma (2018). Manipulation Testing based on Density Discontinuity. *Stata Journal* 18(1): 234-261.

Chetty, Raj, John N. Friedman, Tore Olsen, and Luigi Pistaferri (2011). "Adjustment Costs, Firm Responses, and Micro vs. Macro Labor Supply Elasticities: Evidence from Danish Tax Records." *The Quarterly Journal of Economics* 126(2): 749-804.

Chetty, Raj and Emmanuel Saez (2013). "Teaching the Tax Code: Earnings Responses to an Experiment with EITC Recipients." *American Economic Journal. Applied Economics*, 5(1), pp. 1–31.

Kleven, Henrik. J. and Mazhar Waseem (2013). "Using Notches to Uncover Optimization Frictions and Structural Elasticities: Theory and Evidence from Pakistan." *The Quarterly Journal of Economics* 128(2): 669-723.

McCrary, Justin (2008). "Manipulation of the running variable in the regression discontinuity design: A density test." *Journal of Econometrics* 142: 698–714.

Saez, Emmanuel (2010). "Do Taxpayers Bunch at Kink Points?" *American Economic Journal: Economic Policy*, 2(3), pp. 180-212.

Yokoyama, Izumi (2018). "How the tax reform on the special exemption for spouse affected the work-hour distribution." *Journal of the Japanese and International Economies* 49: 69-84.

安部由起子・大竹文雄（1995）「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』31（2）, pp. 120-134.

大石亜希子（2003）「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』39（3）, pp. 286-300

厚生労働省労働基準局（2022）「民間企業における「配偶者手当」について」内閣府男女共同参画局計画実行・監視専門調査会（第12回・2022年3月2日）会議資料 https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka12-4.pdf（2023年8月9日閲覧）

児玉直美（2022）「第6章 女性の労働参加・労働時間の選択」『仕事・働き方・賃金に関する研究会——一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に向けて』報告書 https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2021/shigoto_report06.pdf（2023年9月26日アクセス）

高橋新吾（2010）「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』52（12）, pp. 28-43

野村総合研究所（2022）「『年収の壁』による働き損」の解消を——有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査より——第345回NRIメディアフォーラム資料 <https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2022/cc/mediaforum/forum345>（2023年9月26日アクセス）

平野光俊・他（2010）「座談会 『103万・130万円の壁』——雇用管理と働く側の意識」日本労働研究雑誌 No. 605, 54-67.

森知晴（2023）「課税・給付と行動経済学」『フィナンシャル・レビュー』第151号, 83-104.

横山泉・児玉直美（2016）「女性の労働と税—データを用いた現状分析—」『フィナンシャル・レビュー』第127号, 49-79.

労働政策研究・研修機構（2018）「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果、調査シリーズ No.182.

表1 「年収の壁」に関わる税・社会保険制度まとめ

項目	年収上限	上限を超えた場合の負担増（年額）
住民税課税対象	96～100 万円	5000～7200 円程度
所得税課税対象	103 万円	限界税率が 5%ポイント上がる（103 万円を超えた分×5%の所得税が本人にかかる）
配偶者特別控除満額控除	2017 年以前 105 万円 2018 年以降 150 万円	2 万円×夫の所得にかかる税率（所得税率 20%なら 4000 円＋住民税 10%で 2000 円＝6000 円）
年金の第 3 号被保険者	130 万円	国民年金保険料 約 20 万円
健康保険の扶養家族	130 万円	国民健康保険料 10 万円程度（自治体によって異なる）

※パートタイム労働者の社会保険適用（いわゆる「106 万の壁」）については、実際には年収ではなく賃金の月額と週の所定労働時間によって決まるため表 1 には含めていない。

表2 サンプル自治体と全国平均の比較

a. 国勢調査の全国平均とサンプル自治体の住民データの比較

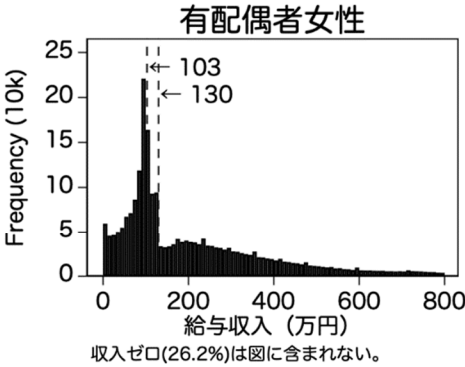
	人口比・女		人口比・男	
	使用データ	全国平均	使用データ	全国平均
25 歳未満	21.4%	20.4%	24.3%	22.7%
25-29	5.2%	4.7%	5.7%	5.1%
30-34	5.3%	5.0%	5.8%	5.5%
35-39	6.0%	5.7%	6.5%	6.2%
40-44	6.6%	6.5%	7.1%	7.0%
45-49	7.4%	7.5%	7.9%	8.1%
50-54	6.5%	6.7%	6.9%	7.2%
55-59	6.0%	6.2%	6.2%	6.5%
60 歳以上	35.5%	37.4%	29.7%	31.7%

b. 国勢調査内でのサンプル自治体と全国平均の比較

	女性		男性	
	サンプル自治体	全国平均	サンプル自治体	全国平均
四年制大学卒	27.8%	25.6%	44.1%	40.8%
有配偶者率	63.9%	66.3%	62.8%	60.9%
就業率	75.9%	77.2%	91.8%	92.1%
自営業率	3.5%	3.4%	7.8%	7.5%
パートアルバイト割合（就業者）	39.2%	39.5%	5.7%	5.7%
製造業	8.3%	11.5%	19.4%	22.2%
卸売小売	18.7%	17.7%	14.5%	13.0%
医療福祉	25.5%	23.7%	6.8%	6.0%

図1 男女・配偶者の有無別給与収入の分布

a.正の収入有り800万円まで10万円刻み



b.50万円-200万円 1万円刻み

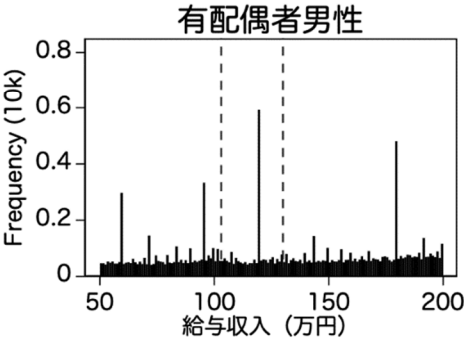
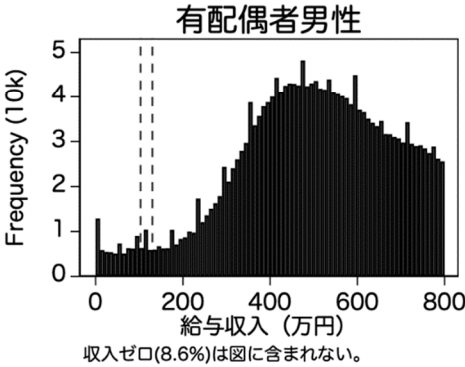
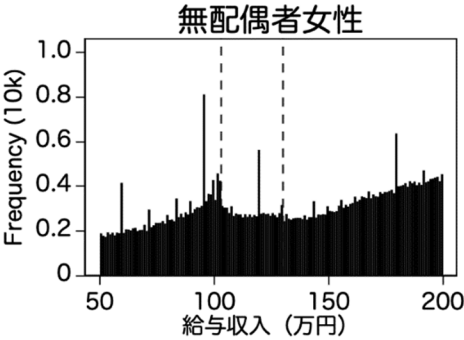
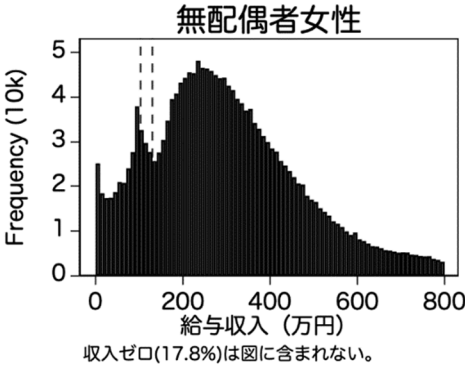
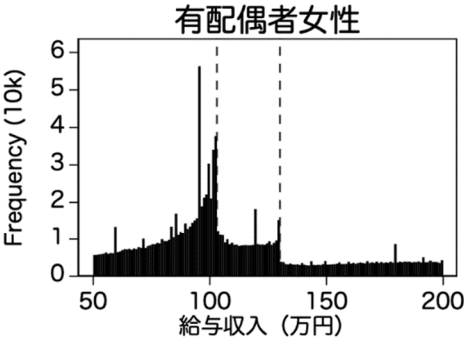


図2 夫の給与収入有無別・妻の給与収入の分布

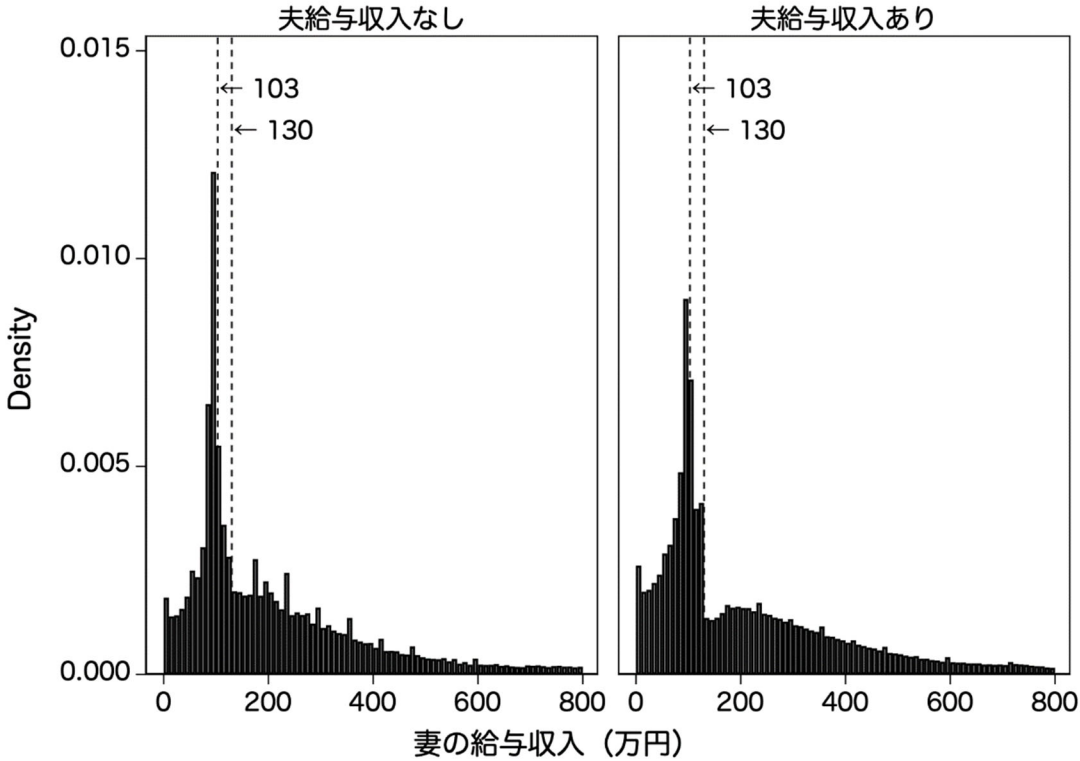


図3 夫の給与収入有無別・妻の給与収入の密度関数推計値
(Local polynomial estimation, 130 万円で不連続になりうると仮定)

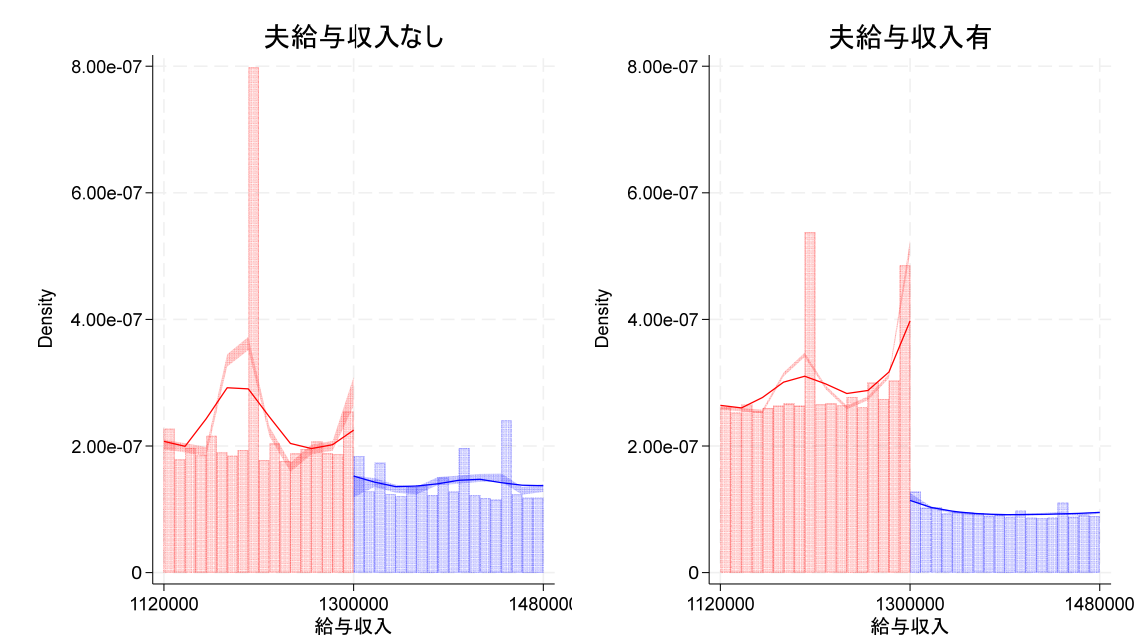
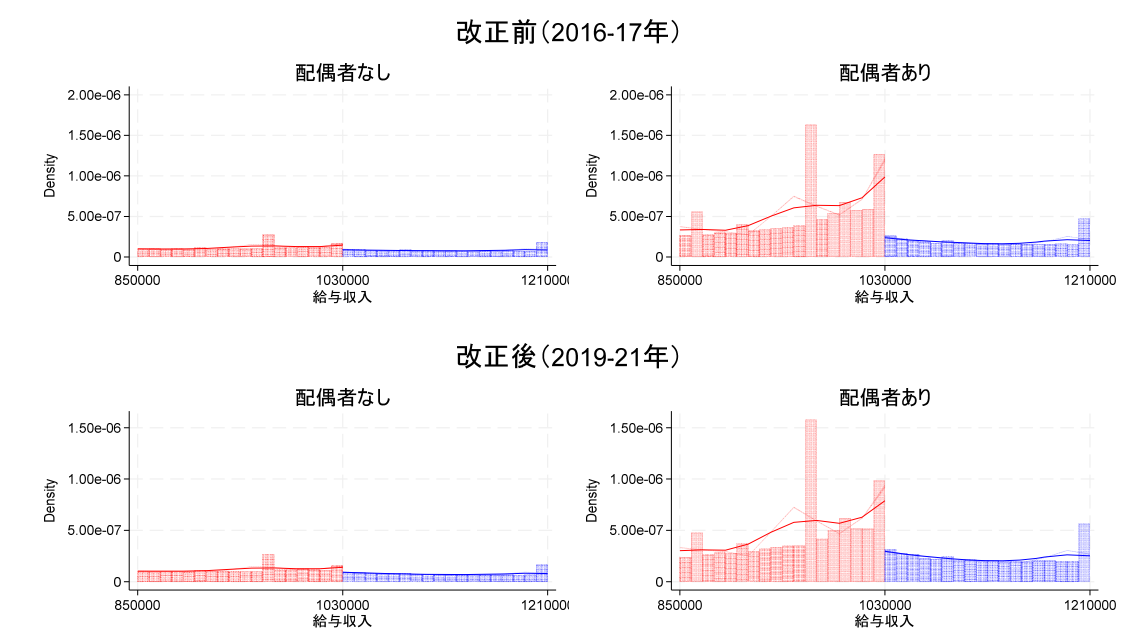


表3 夫の給与収入有無別・130 万の壁の高さの推計値

	夫の給与収入		
	なし	あり	あり÷なし
Local Polynomial Density Estimation			
2 次	5.46E-08	2.80E-07	5.1
3 次	1.13E-07	3.89E-07	3.4
直前直後 1 万円の割合の差			
129-130 万円	0.25%	0.49%	
130-131 万円	0.18%	0.13%	
差	0.07%	0.36%	5.1

図 4 配偶者の有無別・配偶者特別控除改正前後の女性の給与収入の密度関数推計値
(Local polynomial estimation, 103 万円で不連続になりうると仮定)



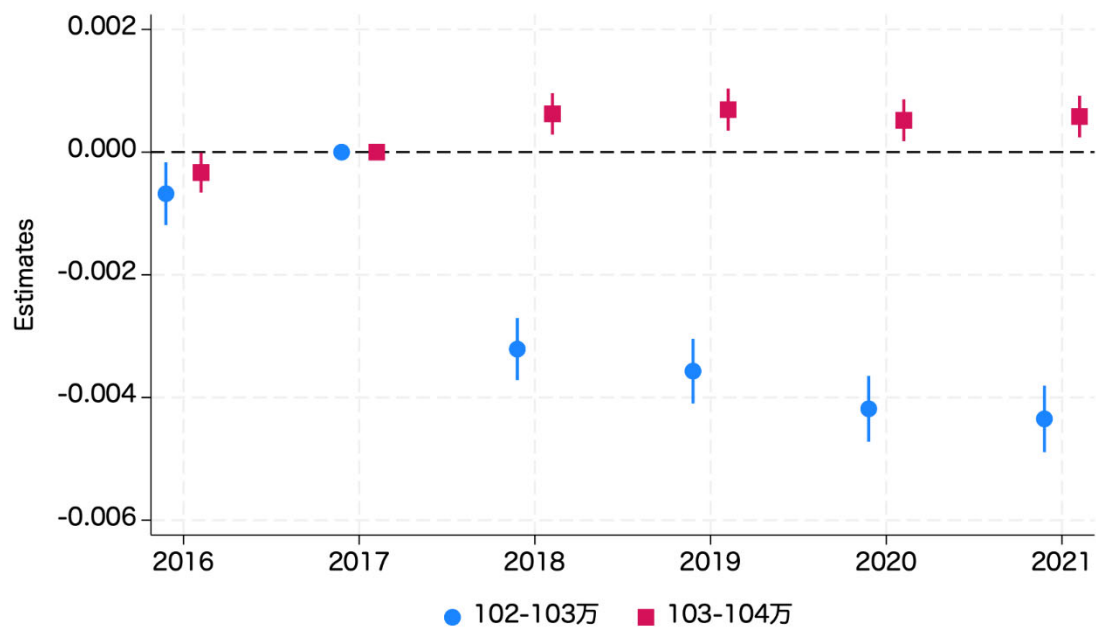
※2016 年からとれる 12 自治体のみ使用

密度関数の段差の差の差

	改正前	改正後	差
2 次			
配偶者無し	5.76E-08	4.87E-08	8.96E-09
配偶者有	7.41E-07	4.89E-07	2.52E-07
差	6.83E-07	4.40E-07	2.43E-07
3 次			
配偶者無し	7.00E-08	6.03E-08	9.77E-09
配偶者有	9.43E-07	6.29E-07	3.14E-07
差	8.73E-07	5.69E-07	3.04E-07

図 5 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（配偶者有×年の係数）

a. 103 万円前後 1 万円以内に入る割合（2016 年からとれる 12 自治体で推計）



b. 各収入段階カテゴリーに入る割合

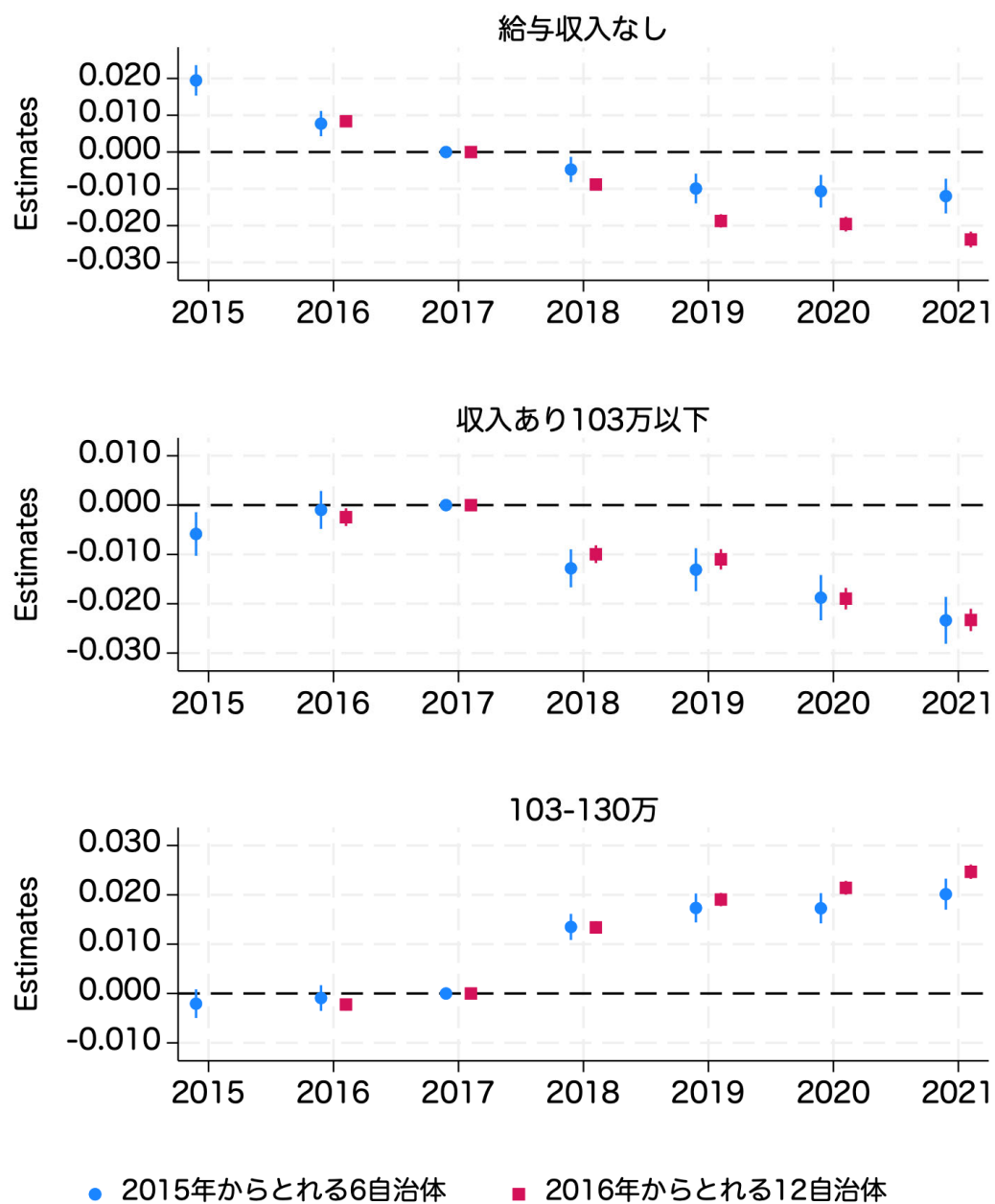


図6 配偶者の有無別・前年に所得上限以下で働いていた女性が上限を超える割合の時系列推移（2015年からとれる6自治体を用いた単純集計）

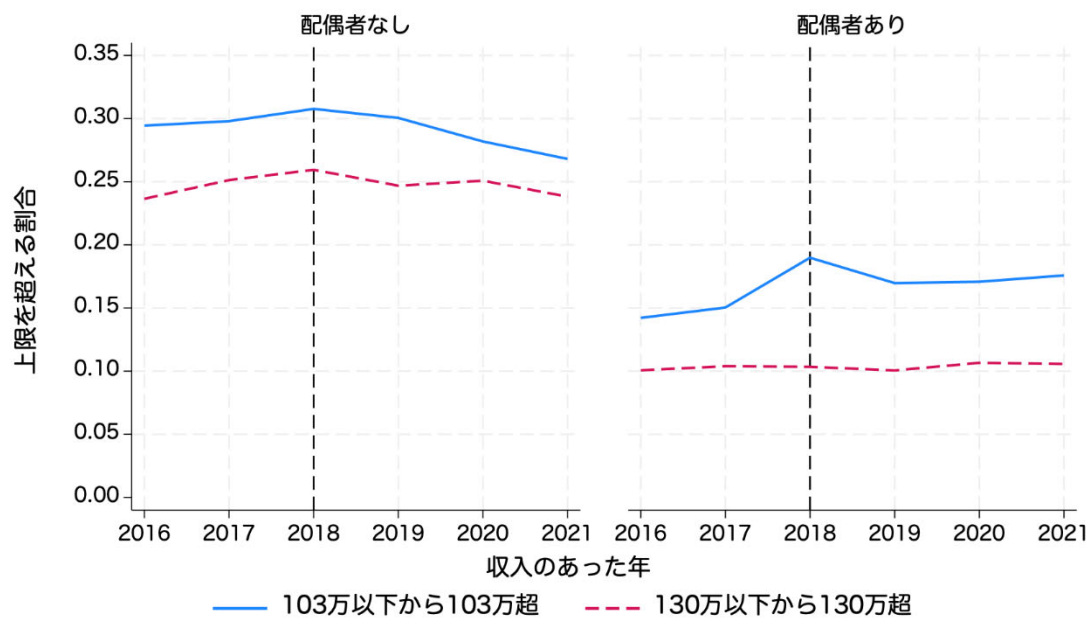


図 7 夫の所得税率階層別・配偶者特別控除改正前後の年収分布

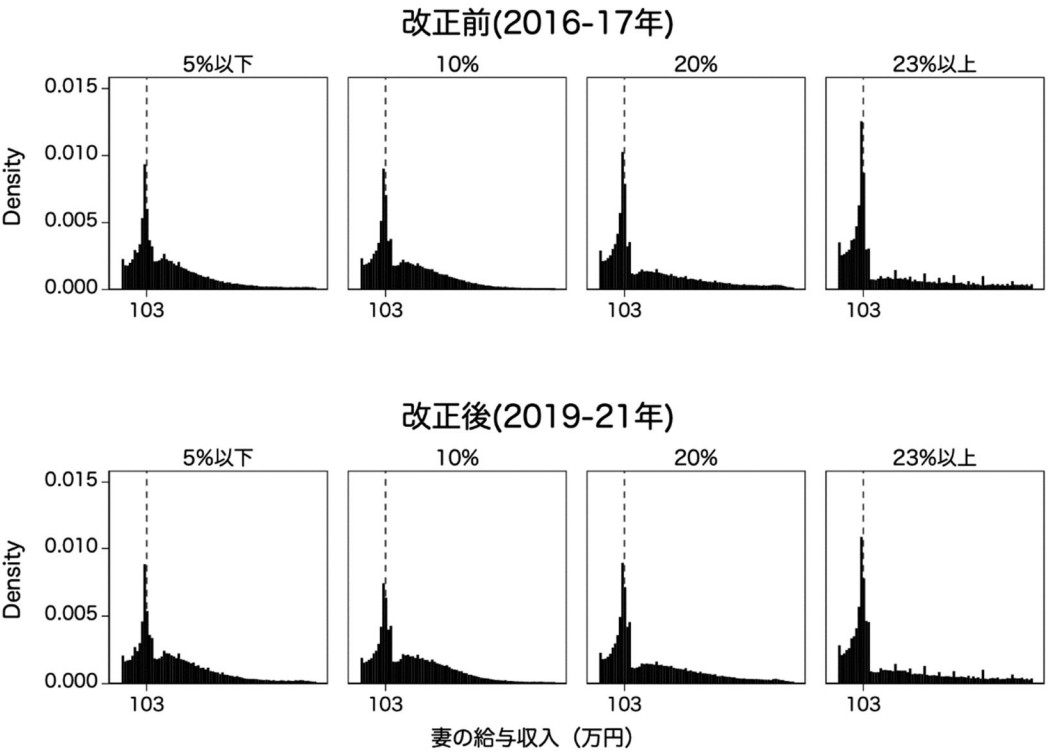
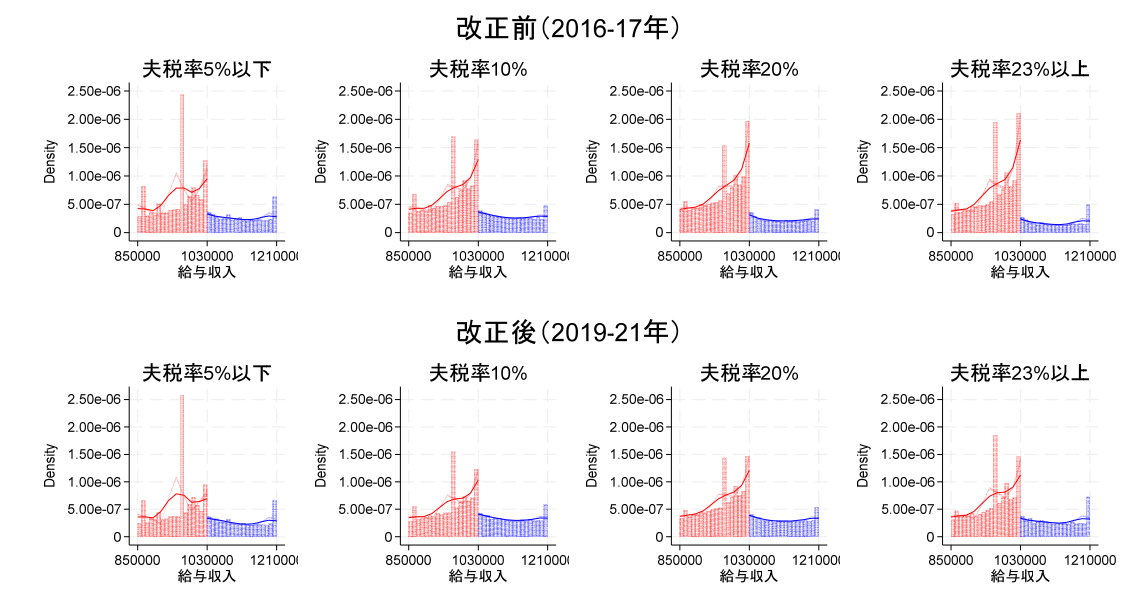


図 8 夫の所得税率階層別・配偶者特別控除改正前後の妻の給与収入の密度関数推計値
(Local polynomial estimation, 103 万円で不連続になりうると仮定)



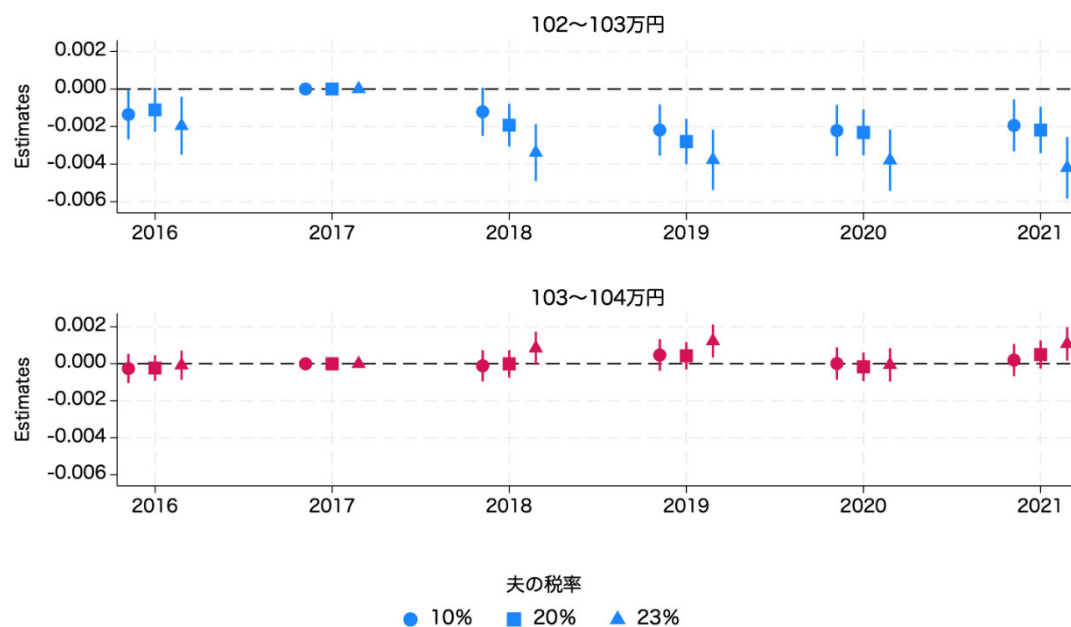
※2016 年からとれる 12 自治体のみ使用

密度関数の段差の差

	改正前	改正後	差
2 次			
5%以下	6.15E-07	3.49E-07	2.66E-07
10%	9.16E-07	6.11E-07	3.05E-07
20%	1.26E-06	8.14E-07	4.46E-07
23%以上	1.39E-06	7.86E-07	6.04E-07
3 次			
5%以下	7.59E-07	4.42E-07	3.17E-07
10%	1.24E-06	8.05E-07	4.35E-07
20%	1.64E-06	1.08E-06	5.60E-07
23%以上	1.78E-06	1.04E-06	7.40E-07

図9 配偶者特別控除改正前後のイベントスタディ（夫の税率×年の係数）

a. 103万円前後1万円以内に入る割合（2016年からとれる12自治体で推計）



b. 各収入段階カテゴリーに入る割合

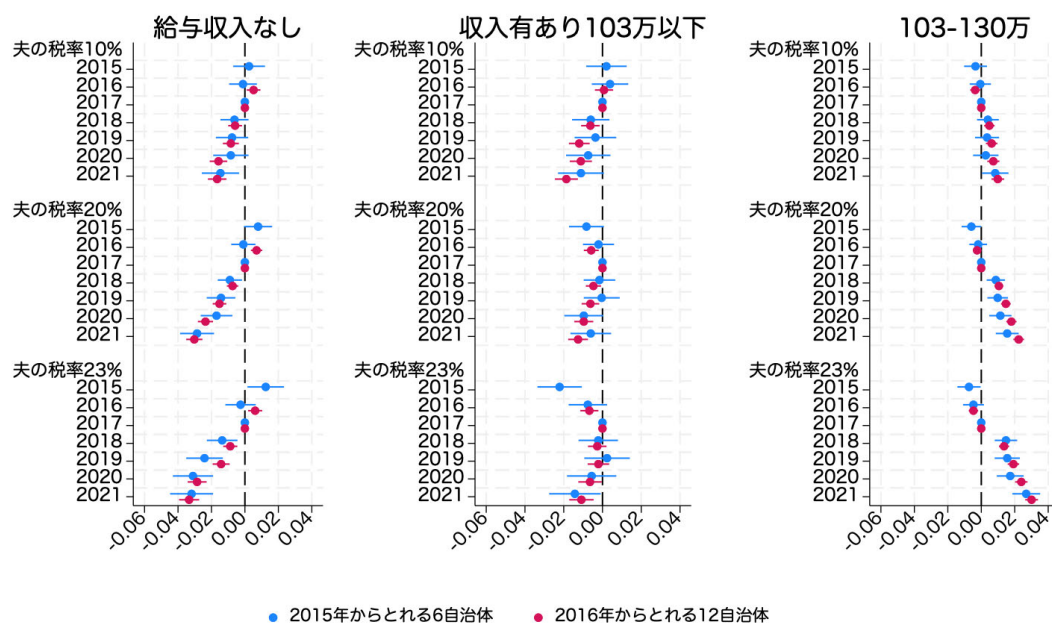


図 10 結婚前後の給与収入分布

(結婚翌年に 2 歳未満の子がいない女性のみ)

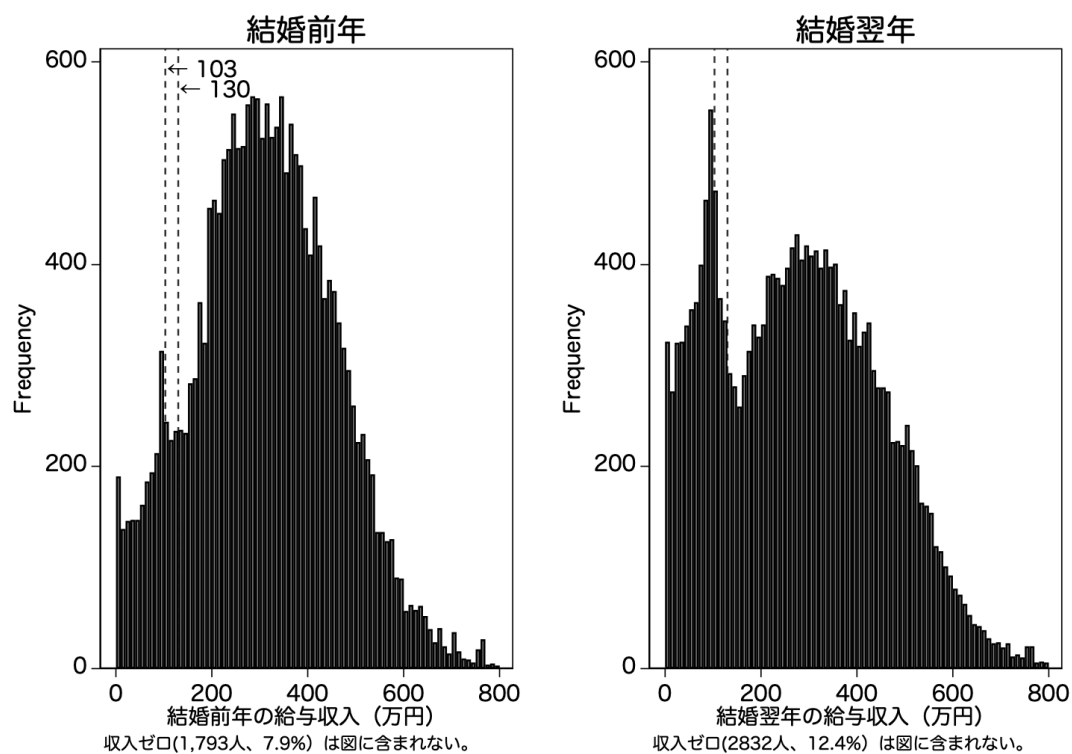


図 11 結婚前年の年収別・結婚翌年の年収カテゴリー構成比
(結婚翌年に2歳未満の子がいない女性のみ)

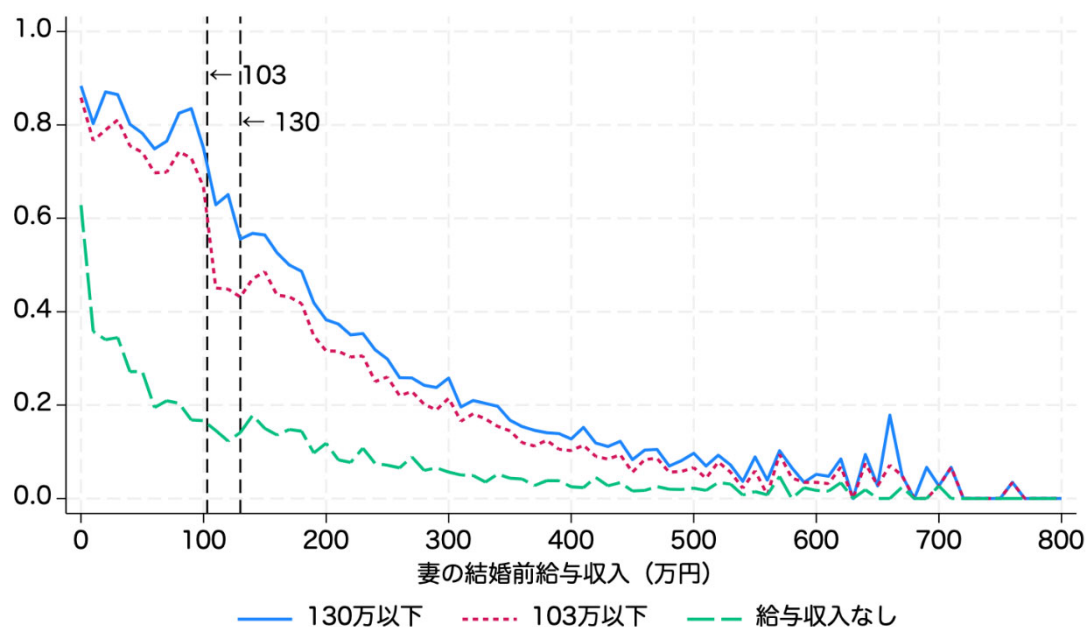


図 12 結婚前年の夫の年収・本人の年収別・結婚翌年に年収 103 万以下になる割合

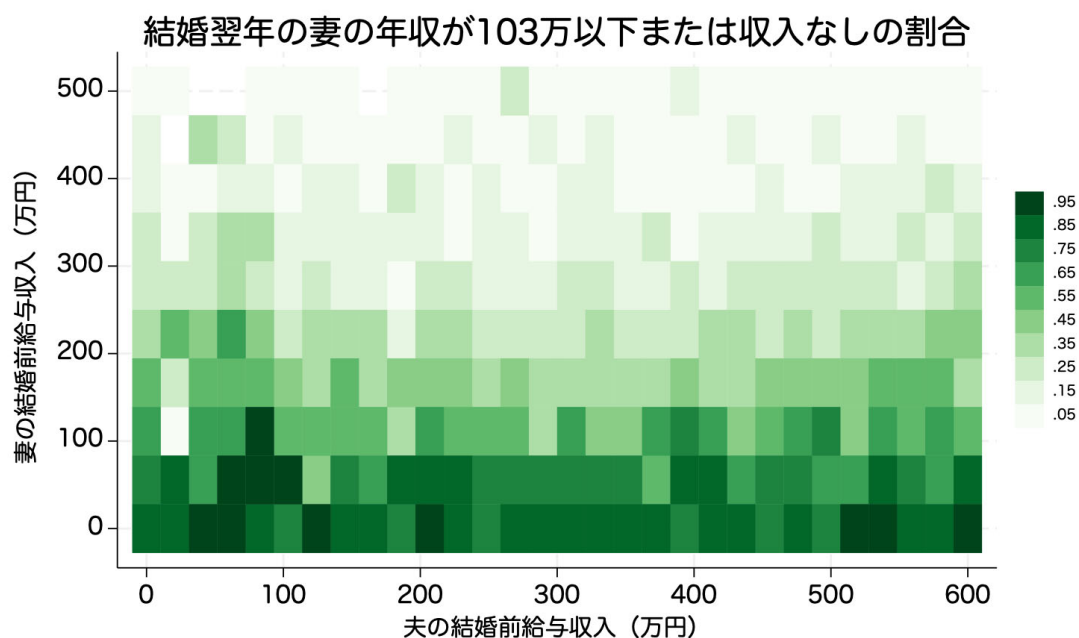


図 13 夫の結婚前年の給与収入有無・所得税率と就労調整確率の相関

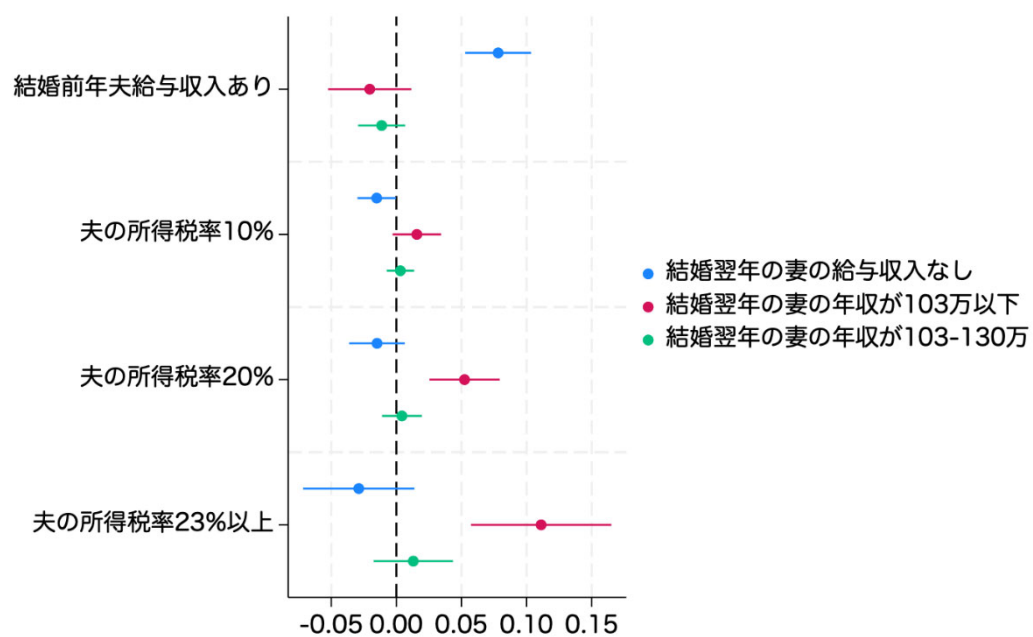
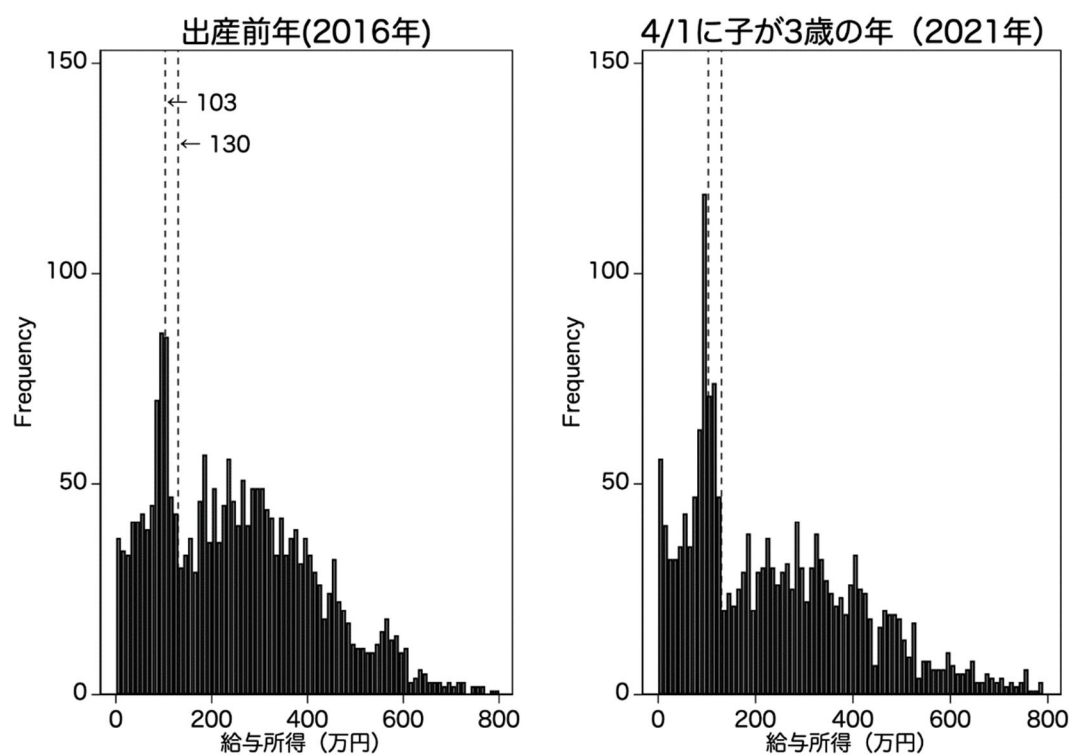


図 14 第 1 子出産前後の給与収入分布



※2017 年 4 月～2018 年 3 月に誕生した子があり、2022 年 1 月 1 日現在他に子供がおらず、2017 年 1 月 1 日以降同一自治体に居住していた女性。出産前年は 2016 年、末子が 3 歳の年は 2021 年。給与収入なし（出産前年 358obs(14.0%), 出産翌年 727obs(28.5%)）は図には含まれない。

図 15 出産前年の年収別・子が3歳の年の年収カテゴリー構成比

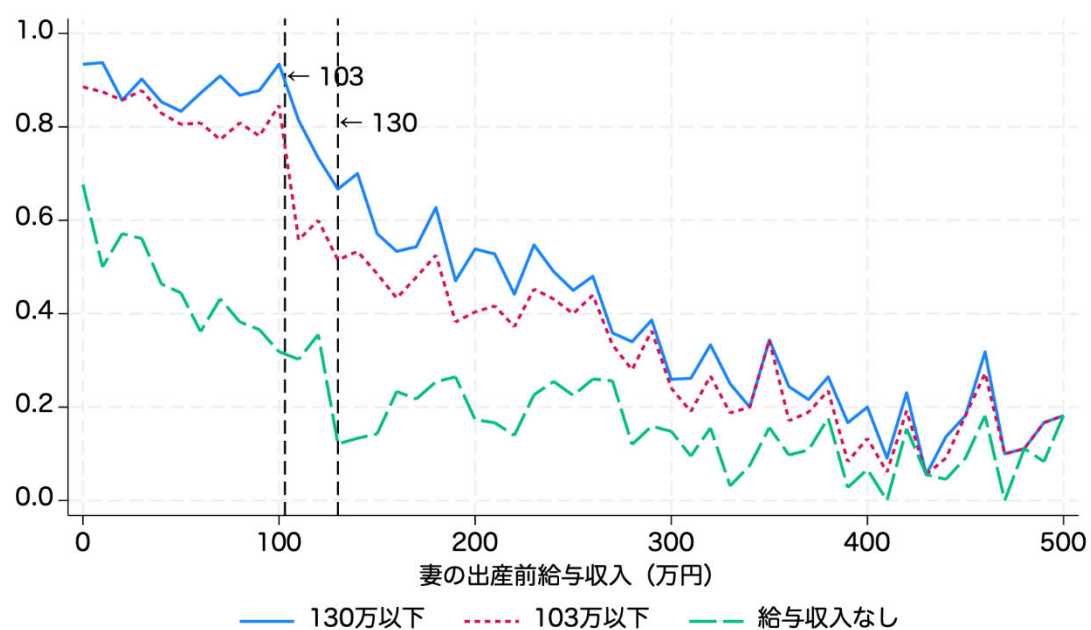


図 16 出産前年の夫の年収・本人の年収別・末子が3歳の年に年収103万円以下になる割合

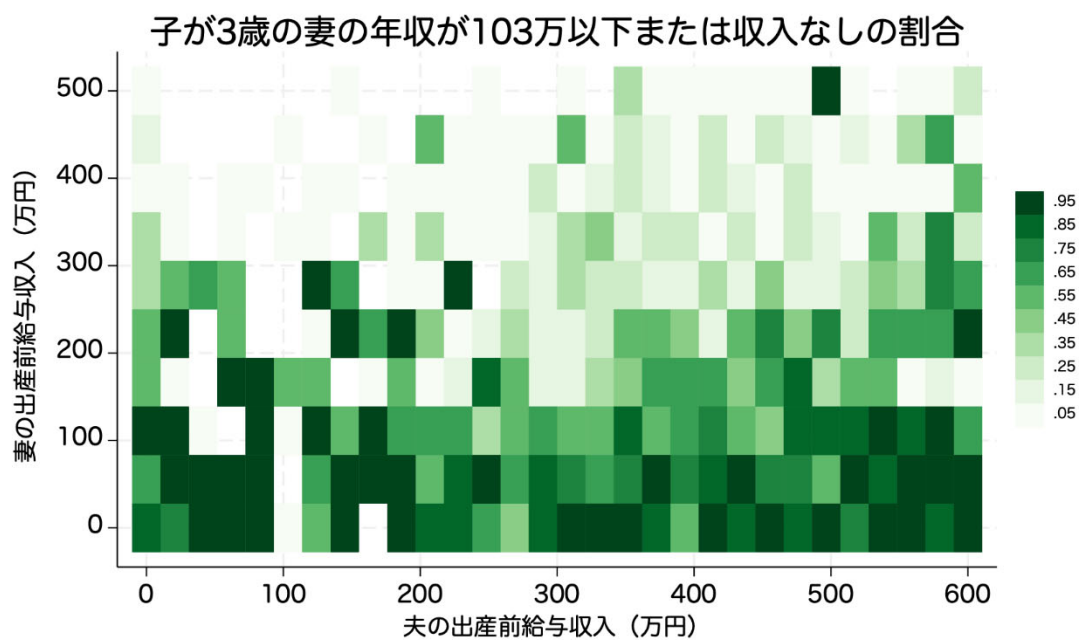


図 17 各就学区分年齢の子供の有無別給与収入ヒストグラム

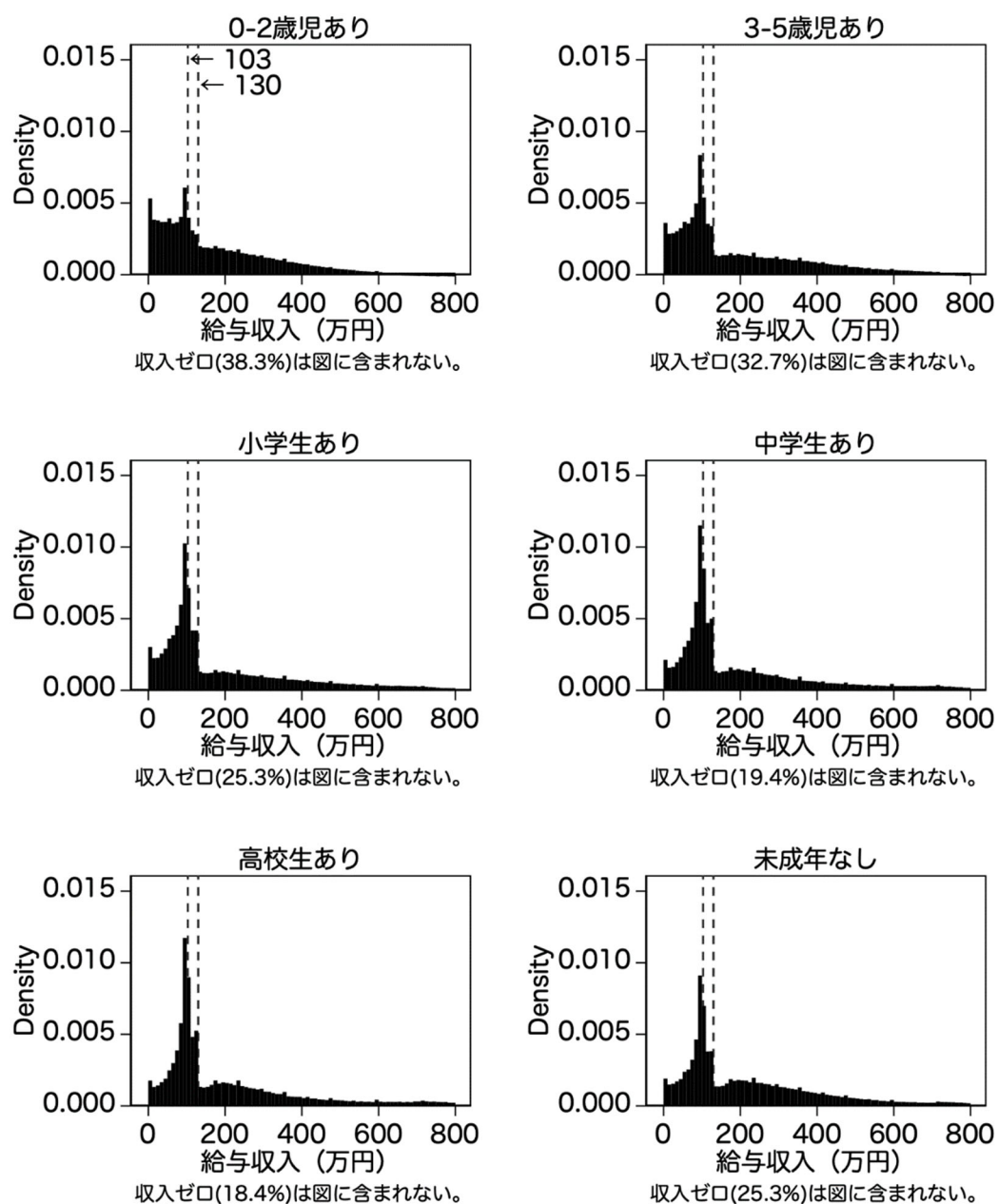


図 18 子供の数と就労調整関連指標との相関

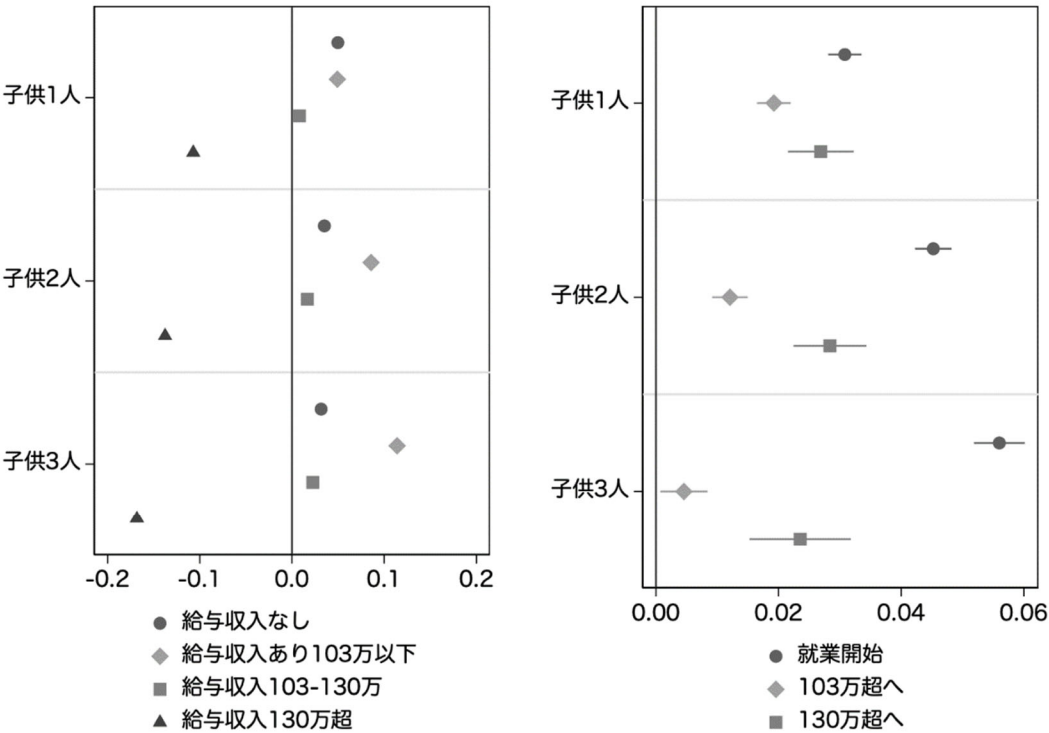


図 19 末子の年齢別給与収入ヒストグラム

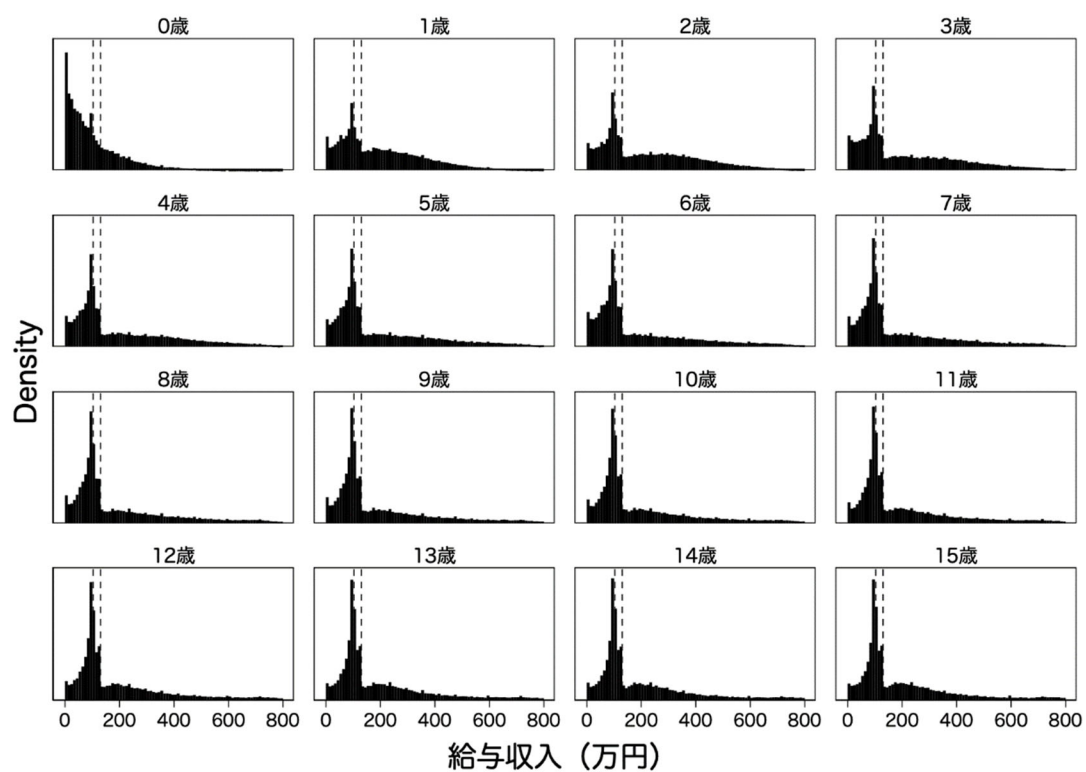


図 20 末子年齢と就労調整関連指標の相関（25-50 歳で 2-17 歳の子がいる女性）

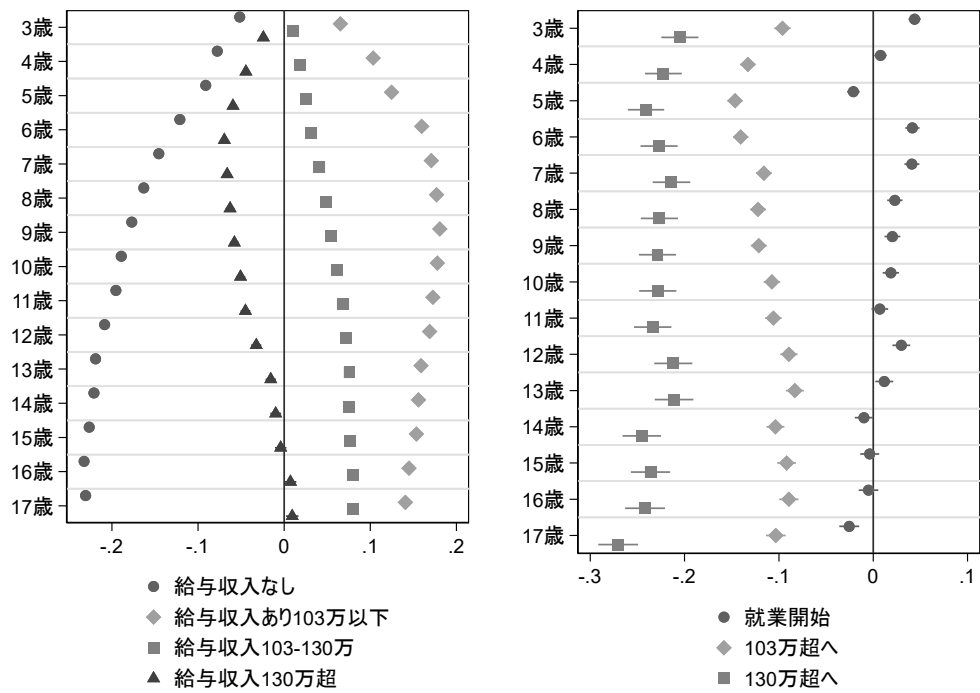


表 4 2017 年と 2021 年の年収カテゴリーのクロス表

	2021 年の収入					計（サンプルサイズ）
	給与収入無し	収入有 103 万以下	103 万 - 130 万	130-500 万	500 万超	
2017 年の年収						
給与収入無し	67.0%	23.5%	3.8%	5.0%	0.6%	100% (136,483)
収入有 103 万以下	13.8%	53.3%	16.0%	16.2%	0.7%	100% (157,719)
103 万超 130 万以下	6.4%	20.5%	35.4%	36.7%	1.0%	100% (34,304)
130 万を超える	4.5%	6.6%	3.0%	62.4%	23.6%	100% (184,844)

図 21 2017 年の年収カテゴリー別 2021 年の給与収入分布（収入のある人のみ、500 万円
まで 5 万円きざみ）

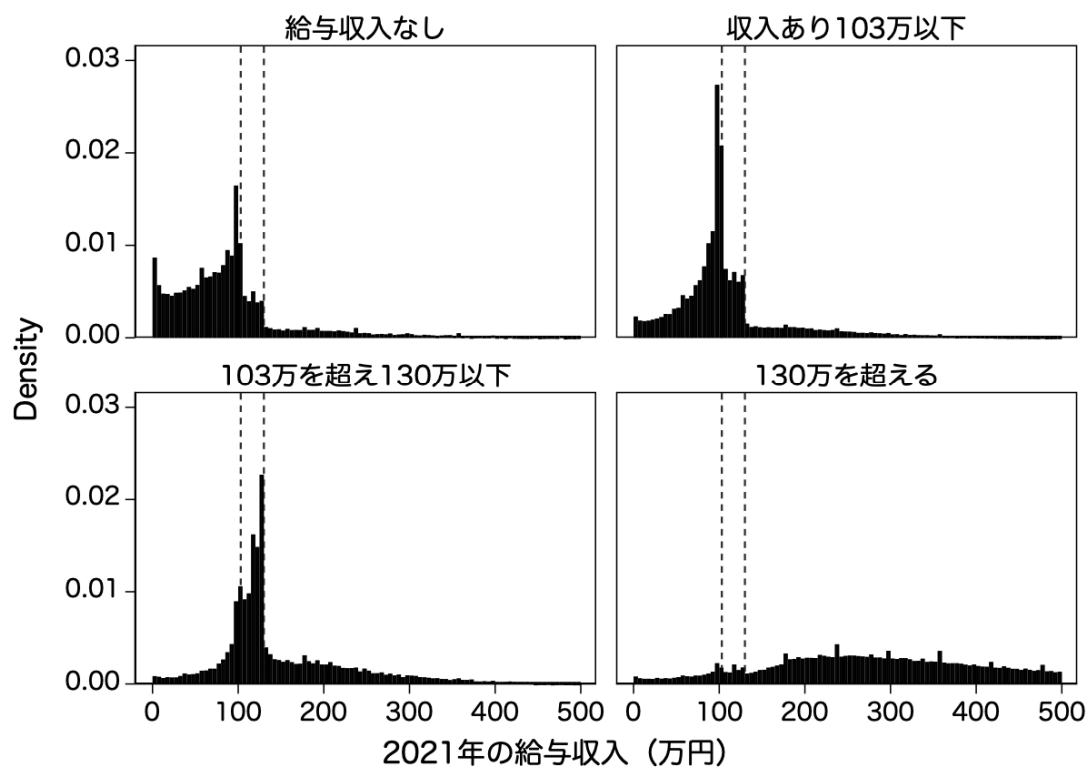


図 22 2017 年時点の子供の数・夫の所得税率・給与収入有無と 2021 年までに年収が 103 万／130 万円を超える年がある割合の相関

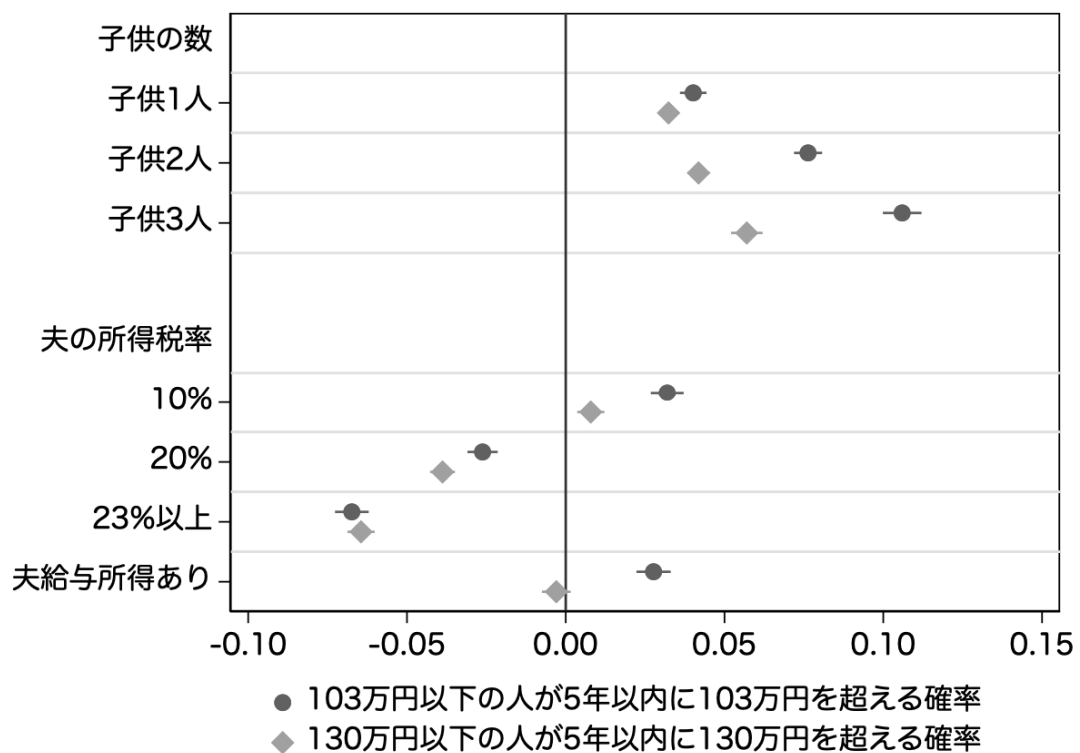


図 23 2017 年の年収カテゴリー・末子の年齢と翌年以降の 4 年間で 103 万円・130 万円を超える年がある割合

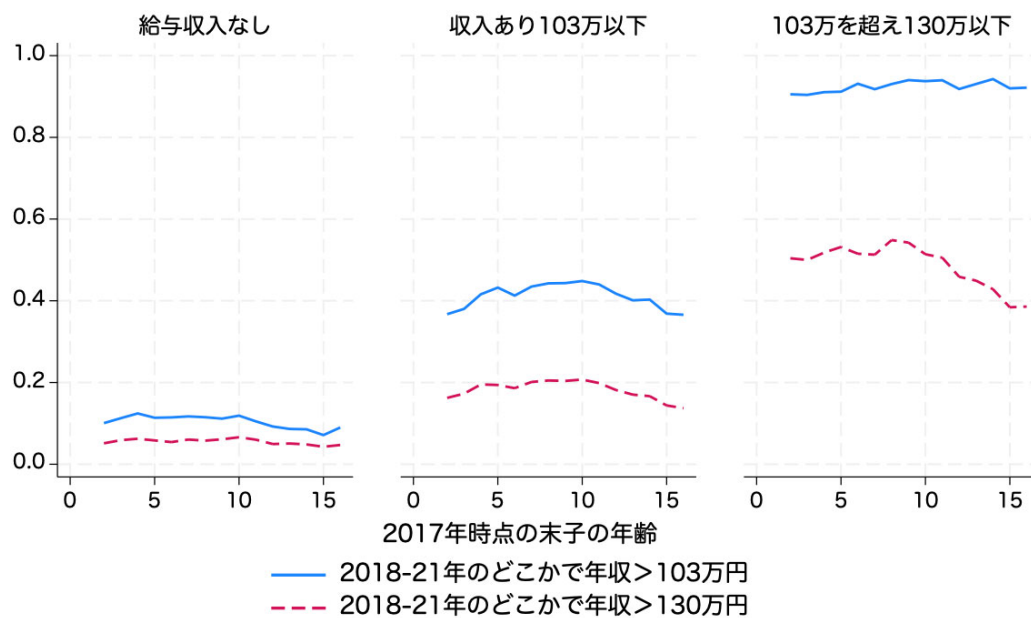


図 24 2017 年の年収カテゴリー別・2018-21 年の間に年収 130 万を超えた年がある有配偶女性の 2021 年の年収分布(0 を含む 500 万円まで 5 万円きざみ)

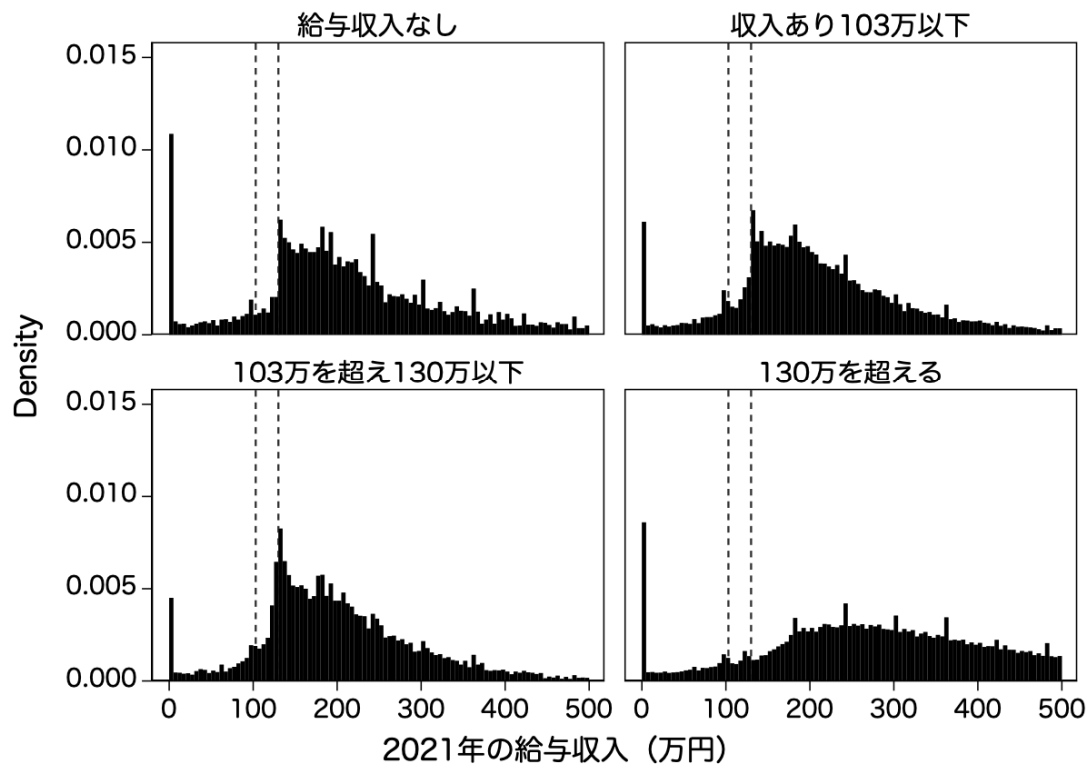
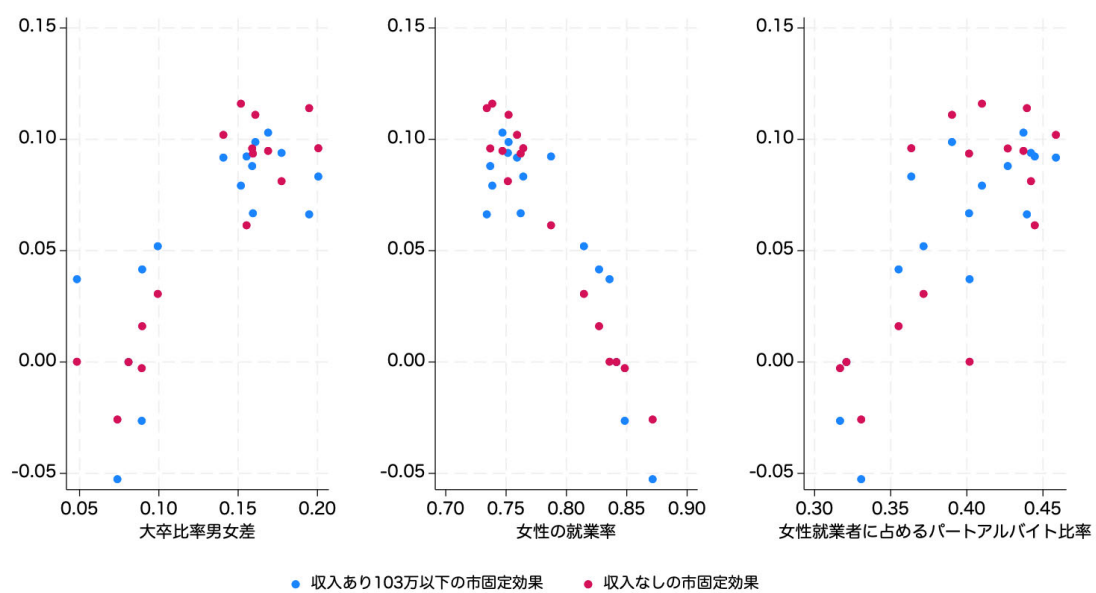


表 5 2018-21 年の間にの間に年収 130 万を超えた年がある有配偶女性の 2021 年の給与収入の記述統計量

2017 年の年収	p10	p50	p90	Mean	SD	N
給与収入無し	860000	2080089	4736072	2528202	1928249	9124
収入有 103 万以下	997570	1978747	3718541	2224961	1341780	31699
103 万を超え 130 万以下	1072448	1898082	3402922	2099560	1198290	15738
130 万を超える	1249800	3285408	7079601	3836190	2747858	177532

図 25 市固定効果と市の特徴との相関



Appendix Tables

表 A1. サンプルごとの記述統計量

a. 図 1 で使用した全サンプル（16 自治体 2017-2021 年）

	有配偶女性	無配偶女性	有配偶男性
1 年あたりの転入率	3.3%	5.0%	3.4%
1 年あたりの転出率	2.6%	5.9%	2.9%
平均年齢	44.5	40.9	45.0
給与収入 平均	1691966	2598036	5994395
p25	0	812704.5	3715696
p50	985335	2394186	5507035
p75	2447859	3771986	7730985
給与収入なし	26.15%	17.79%	8.61%
0 を超え 103 万以下	27.94%	10.48%	2.34%
103 万を超え 130 万以下	7.90%	3.41%	0.68%
サンプルサイズ	3,270,753	2,290,224	3,009,776

b. 長さ・自治体数別 有配偶女性サンプル

	16 自治体 2017-2021	12 自治体 2016-2021	6 自治体 2015-2021
1 年あたりの転入率 (無配偶⇒有配偶の変化も含む)	6.0%	5.4%	5.1%
1 年あたりの転出率 (有配偶⇒無配偶への変化も含む)	6.8%	6.6%	6.5%
平均年齢	44.5	44.9	45.4
給与収入 平均	1,691,993	1,687,554	1,764,042
p25	0	0	37,388
p50	985,202	984,701	1,030,000
p75	2,447,795	2,446,226	2,576,004
給与収入なし	26.16%	26.51%	24.27%
0 を超え 103 万以下	27.94%	27.80%	25.74%
103 万を超え 130 万以下	7.90%	7.72%	7.86%
末子の年齢（子供ありのみ）	6.9	7.3	7.4
夫給与収入あり	89.9%	90.0%	90.4%
夫所得税率 5%以下	16.3%	16.8%	17.0%
10%	22.8%	23.1%	24.3%

20%	44.7%	45.0%	43.6%
23%以上	16.2%	15.2%	15.1%
未成年の子なし	47.9%	53.0%	43.9%
1 人	21.6%	19.0%	23.3%
2 人	22.4%	20.4%	24.1%
3 人以上	8.1%	7.6%	8.8%
サンプルサイズ	3,265,731	2,259,306	598,704

表 A2. 世帯主との続柄別婚姻状況

		無配偶	有配偶	識別不能	サンプルサイズ (婚姻状況計)
男性	世帯主	36.87%	63.07%	0.06	4,562,098
	配偶者	0.42%	99.37%	0.2%	64,317
	子	91.97%	7.12%	0.91%	839,416
	子の配偶者	5.13%	94.82%	0.04%	9,136
女性	世帯主	95.82%	4.08%	0.1%	1,656,726
	配偶者	0.11%	99.85%	0.03%	3,134,646
	子	98.55%	1.22%	0.23%	705,751
	子の配偶者	5.24%	94.75%	0.01%	68,160

表 A3 結婚前年～翌年のパネルの記述統計

	結婚翌年に2歳未満児なし 本人の結婚前 収入有		本人・夫の結婚前収入有	本人・夫の結婚前所得有だが結婚翌年に2歳未満児ありのためサンプルから除外
サンプルサイズ	22,821	16,626	4,317	
年齢（結婚した年の年末現在）	30.8	30.6	31.0	
結婚前給与収入	2,931,396	2,916,785	2,523,222	
結婚後給与収入	2,515,485	2,468,758	732,057	
夫の年齢		32.7	32.7	
夫の結婚前給与収入		2,418,318	2,618,165	

表 A4 出産前年(2016 年)～子が 3 歳の年(2021 年) のパネルの記述統計

	サンプル サイズ	年齢	3 歳時点給 与収入	出産前年 給与収入
子供が 1 人かつ 3 歳で産前収入の情報 有	2,551	36.7	1,813,011	2,246,382
子供が 1 人かつ 3 歳で父母の産前収入 情報有	2,405	36.8	1,767,473	2,208,054
参考				
子供が 1 人かつ 3 歳	3,474	36.3	1,723,947	NA
末子が 3 歳	11,787	37.0	1,749,688	NA
長子が 3 歳	6,064	34.8	1,464,016	2,442,421

表 A5 5 年分辿れる有配偶女性サンプルの記述統計

	全有配偶女性	2021 年まで辿れる
サンプルサイズ	665,165	513,350
本人給与収入	1,573,996	1,610,217
本人年齢	44.3	42.9
子供の数	0.9	1.0
末子年齢（子供がいる場合）	6.9	7.1
夫年齢	46.5	45.1
夫給与収入	5,671,820	5,851,597